

市第 111 号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 134 号ア中「10,000円」を「15,000円」に改め、同号イ中「18,000円」を「28,000円」に改め、同号ウ中「28,000円」を「43,000円」に改め、同号中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、同号エ中「200 平方メートル」を「300 平方メートル」に、「36,000円」を「55,000円」に改め、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 同	200 平方メ		
	ートルを超え、300 平方メ		
	ートル以下の場合	同	48,000円

第 2 条第 134 号の 2 中「サまで」を「シまで」に改め、同条第136 号中「第12条第 1 項及び第13条第 2 項」を「第11条第 1 項及び第12条第 2 項」に、「第12条第 2 項及び第13条第 3 項」を「第11条第 2 項及び第12条第 3 項」に改め、同号ア(ア)中「15,000円」を「23,000円」に改め、同号ア(イ)中「18,000円」を「29,000円」に改め、同号ア(ウ)中「24,000円」を「38,000円」に改め、同号ア中(サ)を(シ)とし、(オ)から(コ)までを(カ)から(サ)までとし、同号ア(エ)中「200 平方メート

ル」を「300 平方メートル」に、「31,000円」を「49,000円」に改め、同号ア中(エ)を(オ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 同 200 平方  
メートルを超え、300 平方  
メートル以下のとき。 同 42,000円

第 2 条第 136 号イ(ア)中「16,000円」を「24,000円」に改め、同号イ(イ)中「19,000円」を「30,000円」に改め、同号イ(ウ)中「25,000円」を「39,000円」に改め、同号イ中(オ)を(カ)とし、(オ)から(コ)までを(カ)から(キ)までとし、同号イ(エ)中「200 平方メートル」を「300 平方メートル」に、「34,000円」を「53,000円」に改め、同号イ中(エ)を(オ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 同 200 平方  
メートルを超え、300 平方  
メートル以下のとき。 同 44,000円

第 2 条第 136 号の 2 中「の非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下この号、第 139 号の 5 の 2、第 139 号の 9、第 139 号の 10、第 139 号の 17、第 139 号の 18、第 139 号の 20、第 139 号の 21、第 139 号の 23 から第 139 号の 26 まで、第 139 号の 28、第 139 号の 29 及び第 139 号の 31 において同じ。）（一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省、国土交通省令第 1 号。以下この号、第 139 号の 18、第 139 号の 21、第 139 号の 23、第 139 号の 24、第 139 号の 26、第 139 号の 26 の 2、第 139 号の 29、第 139 号の 29 の 2 及び第 139 号の 31 において「基準省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する一次エネルギー消

費量をいう。第 139 号の 5 の 2 において同じ。) の算定対象となるものに限る。以下この号において同じ。) 」を削り、同号ア及びイを次のように改める。

- ア 一戸建ての住宅（1 棟の建築物からなる 1 戸の住宅で、住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。) の場合                      1 棟につき                      14, 000 円
- イ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合は、1 棟につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額
- (ア) 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省、国土交通省令第 1 号。以下この号、第 139 号の 18、第 139 号の 21、第 139 号の 23、第 139 号の 24、第 139 号の 26、第 139 号の 26 の 2、第 139 号の 29 及び第 139 号の 29 の 2 において「基準省令」という。）第 1 条第 2 項に規定する住宅部分をいう。以下この号、第 13

9号の17、第139号の18、  
第139号の20、第139号の  
21、第139号の23から第13  
9号の26まで、第139号の  
28及び第139号の29におい  
て同じ。) (共用部分の審  
査を要しない場合にあつて  
は、当該部分を除く。以下  
この号、第139号の23から  
第139号の26まで、第139  
号の28及び第139号の29に  
おいて同じ。)

- a 当該住宅部分の床面積  
の合計が300平方メー  
トル未満のとき。 21,000円
- b 同  
300平方メー  
トル以上2,000平方メー  
トル未満のとき。 35,000円
- c 同  
2,000平方メー  
トル以上5,000平方メー  
トル未満のとき。 67,000円
- d 同  
5,000平方メー

トル以上のとき。

100,000 円

- (イ) 非住宅部分（基準省令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する非住宅部分をいう。以下この号、第 139 号の 17、第 139 号の 18、第 139 号の 20、第 139 号の 21、第 139 号の 23 から第 139 号の 26 まで、第 139 号の 28 及び第 139 号の 29 において同じ。）（一次エネルギー消費量（基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。）の算定対象となるものに限り、工場等（基準省令第 10 条第 1 号に規定する工場等をいう。第 139 号の 18、第 139 号の 23 及び第 139 号の 24 において同じ。）の用途に供すると認められる部分を除く。以下この号において同じ。）
- a 当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メー

	トル未満のとき。	19,000円
b	同	
	300 平方メー トル以上 1,000 平方メー トル未満のとき。	26,000円
c	同	
	1,000 平方メ ートル以上 2,000 平方メ ートル未満のとき。	38,000円
d	同	
	2,000 平方メ ートル以上 5,000 平方メ ートル未満のとき。	95,000円
e	同	
	5,000 平方メ ートル以上 10,000 平方メ ートル未満のとき。	140,000 円
f	同	
	10,000 平方メ ートル以上 25,000 平方メ ートル未満のとき。	180,000 円
g	同	
	25,000 平方メ ートル以上のとき。	220,000 円

第 2 条第 136 号の 2 ウからキまでを削り、同条第 139 号ア中「15

,000円」を「24,000円」に改め、同号イ中「18,000円」を「28,000円」に改め、同号ウ中「23,000円」を「37,000円」に改め、同号中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、同号エ中「200平方メートル」を「300平方メートル」に、「32,000円」を「50,000円」に改め、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ	同	200平方メ	
		ートルを超え、300平方メ	
		ートル以下の場合	同 42,000円

第2条第139号の2の2及び第139号の3中「サまで」を「シまで」に改め、同条第139号の5の2中「の非住宅部分（一次エネルギー消費量の算定対象となるものに限る。）」を削り、「第136号の2アからカまで」を「第136号の2ア及びイ」に改め、同条第139号の9ア中「、第139号の24及び第139号の31」を「及び第139号の24」に、「サまで」を「シまで」に改め、同号イ中「サまで」を「シまで」に改め、同号イ(イ)中「第12条第6項又は第13条第7項」を「第11条第6項又は第12条第7項」に改め、「の非住宅部分」を削り、同条第139号の10ア中「サまで」を「シまで」に改め、同号イ中「サまで」を「シまで」に改め、同号イ(イ)中「第12条第6項又は第13条第7項」を「第11条第6項又は第12条第7項」に改め、「の非住宅部分」を削り、同条第139号の12ア及びイ並びに第139号の14ア及びイ中「サまで」を「シまで」に改め、同条第139号の17中「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「住戸の数又は」を「建築物の」に改め、同号ア中「（1棟の建築物からなる1戸の住宅で、住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）」を削り、「4,900円」を「4,700円」に改め、同号

イ(ア)を次のように改める。

(ア) 住宅部分

a 当該住宅部分の床面積  
の合計が 300 平方メー  
トル未満のとき。 9,400 円

b 同  
300 平方メー  
トル以上 2,000 平方メー  
トル未満のとき。 20,000円

c 同  
2,000 平方メー  
トル以上 5,000 平方メー  
トル未満のとき。 45,000円

d 同  
5,000 平方メー  
トル以上のとき。 81,000円

第 2 条第 139 号の17イ(イ)を削り、同号イ(ウ) a 中「非住宅部分」を「当該非住宅部分」に、「9,600 円」を「9,400 円」に改め、同号イ(ウ) b 中「17,000円」を「16,000円」に改め、同号イ(ウ) d 中「81,000円」を「80,000円」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同条第139号の18中「住戸の数又は」を「建築物の」に改め、同号ア中「基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る」を「イ及びウに掲げるものであるものを除く」に改め、同号ウ(ア)から(ウ)までを次のように改める。

(ア) 住宅部分（当該評価方法

が(イ)及び(ウ)に掲げるものであるものを除く。)

a 当該住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 69,000円

b 同  
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 120,000 円

c 同  
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 200,000 円

d 同  
5,000 平方メートル以上のとき。 280,000 円

(イ) 住宅部分（当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。)

a 当該住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 51,000円

b 同

	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。	86,000円
c	同	
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。	150,000 円
d	同	
	5,000 平方メートル以上のとき。	220,000 円
(7)	住宅部分（当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る。）	
a	当該住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。	33,000円
b	同	
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。	57,000円
c	同	
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。	100,000 円

d 同

5,000 平方メー

トル以上のとき。

160,000 円

第 2 条第 139 号の 18ウ(エ) a 中「非住宅部分」を「当該非住宅部分」に、「240,000 円」を「230,000 円」に改め、同号ウ(エ) b 中「300,000 円」を「290,000 円」に改め、同号ウ(エ) c 中「380,000 円」を「370,000 円」に改め、同号ウ(エ) d 中「550,000 円」を「530,000 円」に改め、同号ウ(エ) e 中「670,000 円」を「650,000 円」に改め、同号ウ(エ) f 中「790,000 円」を「770,000 円」に改め、同号ウ(エ) g 中「900,000 円」を「870,000 円」に改め、同号ウ(カ) a 中「非住宅部分」を「当該非住宅部分」に、「97,000円」を「87,000円」に改め、同号ウ(カ) b 中「120,000 円」を「110,000 円」に改め、同号ウ(カ) c 中「160,000 円」を「150,000 円」に改め、同号ウ(カ) d 中「260,000 円」を「240,000 円」に改め、同号ウ(カ) e 中「330,000 円」を「310,000 円」に改め、同号ウ(カ) f 中「390,000 円」を「370,000 円」に改め、同号ウ(カ) g 中「470,000 円」を「440,000 円」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「第10条第 2 号イ(1)又はロ(1)」を「第10条第 2 号イ(2)及びロ(2)」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第10条第 2 号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。 同 25,000円

(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。 同 28,000円

第 2 条第 139 号の 19 中「住戸の数又は」を「建築物の」に改め、同号ア及びイ中「サまで」を「シまで」に改め、同条第 139 号の 20 中「住戸の数又は」を「建築物の」に改め、同号ア中「2,400 円」を「2,350 円」に改め、同号イ(ア)中「住戸部分 (」を「住宅部分 (」に改め、同号イ(ア) a から d までを次のように改める。

a 当該住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 4,700 円

b 同 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 10,000円

c 同 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 22,500円

d 同 5,000 平方メートル以上のとき。 40,500円

第 2 条第 139 号の 20イ(ア) e から i まで及び(イ)を削り、同号イ(ウ) a 中「4,800 円」を「4,700 円」に改め、同号イ(ウ) b 中「8,500 円」

を「8,000円」に改め、同号イ(ウ) d 中「40,500円」を「40,000円」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号イ(エ)中「、(イ)及び(ウ)以外の住戸部分、共用部分」を「及び(イ)以外の住宅部分」に改め、同号イ(エ)を同号イ(ウ)とし、同条第 139 号の21中「住戸の数又は」を「建築物の」に改め、同号ア中「基準省令第10条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る」を「イ及びウに掲げるものであるものを除く」に改め、同号ウ(ア)中「住戸部分（当該建築物の一以上の住戸の）」を「住宅部分（当該」に、「基準省令第10条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法」を「(イ)及び(ウ)に掲げるもの以外」に改め、同号ウ(ア) a から d までを次のように改める。

- |   |  |          |
|---|--|----------|
| a | 当該住宅部分の床面積<br>の合計が 300 平方メー<br>トル未満のとき。            | 34,500円  |
| b | 同<br><br>300 平方メー<br>トル以上 2,000 平方メー<br>トル未満のとき。   | 60,000円  |
| c | 同<br><br>2,000 平方メー<br>トル以上 5,000 平方メー<br>トル未満のとき。 | 100,000円 |
| d | 同<br><br>5,000 平方メー<br>トル以上のとき。                    | 140,000円 |

第 2 条第 139 号の21ウ(ア) e から i まで及び(ウ)を削り、同号ウ(イ)中

「住戸部分（当該建築物の一以上の住戸の）」を「住宅部分（当該）」に、「第10条第2号イ(1)又はロ(1)」を「第10条第2号イ(2)又はロ(2)」に、「を除き」を「で、かつ」に改め、同号ウ(イ) a から d までを次のように改める。

- |   |  |         |
|---|--|---------|
| a | 当該住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。        | 16,500円 |
| b | 同<br>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。   | 28,500円 |
| c | 同<br>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 | 50,000円 |
| d | 同<br>5,000 平方メートル以上のとき。                | 80,000円 |

第2条第139号の21ウ中(イ) e から i までを削り、(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 住宅部分（当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のもので、かつ、

既に都市の低炭素化の促進  
に関する法律第54条第1項  
(同法第55条第2項において  
準用する場合を含む。)  
の規定に基づく低炭素建築  
物新築等計画の認定を受け  
た部分に限る。)

- |   |  |          |
|---|--|----------|
| a | 当該住宅部分の床面積<br>の合計が 300 平方メー<br>トル未満のとき。            | 25,500円  |
| b | 同<br><br>300 平方メー<br>トル以上 2,000 平方メー<br>トル未満のとき。   | 43,000円  |
| c | 同<br><br>2,000 平方メー<br>トル以上 5,000 平方メー<br>トル未満のとき。 | 75,000円  |
| d | 同<br><br>5,000 平方メー<br>トル以上のとき。                    | 110,000円 |

第2条第139号の21ウ(エ) a 中「120,000円」を「115,000円」に  
改め、同号ウ(エ) b 中「150,000円」を「145,000円」に改め、同号  
ウ(エ) c 中「190,000円」を「185,000円」に改め、同号ウ(エ) d 中「  
275,000円」を「265,000円」に改め、同号ウ(エ) e 中「335,000円

」を「325,000円」に改め、同号ウ(エ) f 中「395,000円」を「385,000円」に改め、同号ウ(エ) g 中「450,000円」を「435,000円」に改め、同号ウ(カ) a 中「48,500円」を「43,500円」に改め、同号ウ(カ) b 中「60,000円」を「55,000円」に改め、同号ウ(カ) c 中「80,000円」を「75,000円」に改め、同号ウ(カ) d 中「130,000円」を「120,000円」に改め、同号ウ(カ) e 中「165,000円」を「155,000円」に改め、同号ウ(カ) f 中「195,000円」を「185,000円」に改め、同号ウ(カ) g 中「235,000円」を「220,000円」に改め、同号ウ(カ)中「住戸部分、共用部分」を「住宅部分」に、「第139号の18ウ」を「第139号の18エ」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「第10条第2号イ(1)又はロ(1)」を「第10条第2号イ(2)及びロ(2)」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）の場合

(ア) 住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。	同	12,500円
(イ) 同 200平方メートル以上のとき。	同	14,000円

第2条第139号の22中「住戸の数又は」を「建築物の」に改め、同号ア及びイ中「サまで」を「シまで」に改め、同条第139号の23

中「1件につき」を削り、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、「の非住宅部分」を削り、同号アからエまでを次のように改める。

- ア 一戸建ての住宅（当該評価方法がイ及びウに掲げるものであるものを除く。）の場合
- |                              |        |         |
|------------------------------|--------|---------|
| (ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。 | 1 件につき | 34,000円 |
| (イ) 同 200 平方メートル以上のとき。       | 同      | 38,000円 |
- イ 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）の場合
- |                              |   |         |
|------------------------------|---|---------|
| (ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。 | 同 | 25,000円 |
| (イ) 同 200 平方メートル以上のとき。       | 同 | 28,000円 |
- ウ 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る。）の場合

(ア)	住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。	同	17,000円
(イ)	同 200 平方メートル以上のとき。	同	19,000円
エ	一戸建ての住宅以外の建築物の場合は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額		
(ア)	住宅部分（当該評価方法が(イ)及び(ウ)に掲げるものであるものを除く。）		
a	当該住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。		69,000円
b	同 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。		120,000 円
c	同 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。		200,000 円
d	同 5,000 平方メートル以上のとき。		280,000 円

- (イ) 住宅部分（当該評価方法が基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）
- a 当該住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 51,000円
- b 同  
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 86,000円
- c 同  
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 150,000 円
- d 同  
5,000 平方メートル以上のとき。 220,000 円
- (ロ) 住宅部分（当該評価方法が基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る。）

- a 当該住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 33,000円
- b 同  
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 57,000円
- c 同  
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 100,000 円
- d 同  
5,000 平方メートル以上のとき。 160,000 円
- (エ) 非住宅部分（その全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供すると認められるもので、かつ、当該評価方法が基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準による評価方法のもの以外のものに限る。）
- a 当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 230,000 円

- b 同  
300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 290,000 円
- c 同  
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 370,000 円
- d 同  
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 530,000 円
- e 同  
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。 650,000 円
- f 同  
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。 770,000 円
- g 同  
25,000 平方メートル以上のとき。 870,000 円
- (オ) 非住宅部分（その全部又は一部を工場等の用途以外

の用途に供すると認められるもので、かつ、当該評価方法が基準省令第 1 条第 1 項第 1 号口の基準による評価方法のものに限る。)

- |   |   |           |
|---|---|-----------|
| a | 当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。        | 87,000 円  |
| b | 同<br>300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。    | 110,000 円 |
| c | 同<br>1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。  | 150,000 円 |
| d | 同<br>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。  | 240,000 円 |
| e | 同<br>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。 | 310,000 円 |
| f | 同                                       |           |

	10,000平方メ ートル以上25,000平方メ ートル未満のとき。	370,000 円
g	同	
	25,000平方メ ートル以上のとき。	440,000 円
(カ)	非住宅部分（その全部を 工場等の用途に供すると認 められるもので、かつ、当 該評価方法が基準省令第1 条第1項第1号口の基準に よる評価方法のもの以外の ものに限る。）	
a	当該非住宅部分の床面 積の合計が300平方メー トル未満のとき。	23,000円
b	同	
	300平方メー トル以上1,000平方メー トル未満のとき。	31,000円
c	同	
	1,000平方メ ートル以上2,000平方メ ートル未満のとき。	43,000円
d	同	

- 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 100,000 円
- e 同
- 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。 150,000 円
- f 同
- 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。 190,000 円
- g 同
- 25,000 平方メートル以上のとき。 230,000 円
- (キ) 非住宅部分（その全部を工場等の用途に供すると認められるもので、かつ、当該評価方法が基準省令第 1 条第 1 項第 1 号口の基準による評価方法のものに限る。）
- a 当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 19,000 円
- b 同

	300 平方メー トル以上 1,000 平方メー トル未満のとき。	26,000円
c	同	
	1,000 平方メ ートル以上 2,000 平方メ ートル未満のとき。	38,000円
d	同	
	2,000 平方メ ートル以上 5,000 平方メ ートル未満のとき。	95,000円
e	同	
	5,000 平方メ ートル以上 10,000 平方メ ートル未満のとき。	140,000円
f	同	
	10,000 平方メ ートル以上 25,000 平方メ ートル未満のとき。	180,000円
g	同	
	25,000 平方メ ートル以上のとき。	220,000円

第 2 条第 139 号の 23 の 2 中「1 件につき」を削り、「第 35 条第 1 項」を「第 30 条第 1 項」に改め、「の非住宅部分」を削り、同号ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅の場合	1 件につき	4,700 円
イ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額		
(ア) 住宅部分		
a 当該住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。		9,400 円
b 同		
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。		20,000 円
c 同		
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。		45,000 円
d 同		
5,000 平方メートル以上のとき。		81,000 円
(イ) 非住宅部分		
a 当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。		9,400 円
b 同		

	300 平方メー トル以上 1,000 平方メー トル未満のとき。	16,000円
c	同	
	1,000 平方メ ートル以上 2,000 平方メ ートル未満のとき。	27,000円
d	同	
	2,000 平方メ ートル以上 5,000 平方メ ートル未満のとき。	80,000円
e	同	
	5,000 平方メ ートル以上10,000平方メ ートル未満のとき。	130,000 円
f	同	
	10,000平方メ ートル以上25,000平方メ ートル未満のとき。	160,000 円
g	同	
	25,000平方メ ートル以上のとき。	200,000 円

第 2 条第 139 号の 23 の 2 ウからカまでを削り、同条第 139 号の 24 中「第 11 条」を「第 13 条」に改め、「1 件につき」及び「の非住宅部分」を削り、同号アからエまでを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅（当該評価方法がイ及びウに掲げるものであるものを除く。）の場合		
(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。	1 件につき	17,000円
(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。	同	19,000円
イ 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）の場合		
(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。	同	12,500円
(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。	同	14,000円
ウ 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る。）の場合		
(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。	同	8,500円
(イ) 同 200 平方		

	メートル以上のとき。	同	9,500 円
エ	一戸建ての住宅以外の建築物の場合は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額		
(ア)	住宅部分（当該評価方法が(イ)及び(ウ)に掲げるものであるものを除く。）		
a	当該住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。		34,500円
b	同		
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。		60,000円
c	同		
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。		100,000 円
d	同		
	5,000 平方メートル以上のとき。		140,000 円
(イ)	住宅部分（当該評価方法が基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(2)の基準又		

は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。)

a 当該住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 25,500円

b 同  
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 43,000円

c 同  
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 75,000円

d 同  
5,000 平方メートル以上のとき。 110,000円

(7) 住宅部分（当該評価方法が基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る。)

a 当該住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 16,500円

b 同  
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 28,500円

c 同  
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 50,000円

d 同  
5,000 平方メートル以上のとき。 80,000円

(エ) 非住宅部分（その全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供すると認められるもので、かつ、当該評価方法が基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準による評価方法のもの以外のものに限る。）

a 当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 115,000 円

b 同  
300 平方メートル以上 1,000 平方メートル

	トル未満のとき。	145,000 円
c	同	
	1,000 平方メ ートル以上 2,000 平方メ ートル未満のとき。	185,000 円
d	同	
	2,000 平方メ ートル以上 5,000 平方メ ートル未満のとき。	265,000 円
e	同	
	5,000 平方メ ートル以上 10,000 平方メ ートル未満のとき。	325,000 円
f	同	
	10,000 平方メ ートル以上 25,000 平方メ ートル未満のとき。	385,000 円
g	同	
	25,000 平方メ ートル以上のとき。	435,000 円
(オ)	非住宅部分（その全部又 は一部を工場等の用途以外 の用途に供すると認められ るもので、かつ、当該評価 方法が基準省令第 1 条第 1	

項第 1 号口の基準による評価方法のものに限る。)

- |   |  |           |
|---|--|-----------|
| a | 当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。         | 43,500円   |
| b | 同<br>300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。     | 55,000円   |
| c | 同<br>1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。   | 75,000円   |
| d | 同<br>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。   | 120,000 円 |
| e | 同<br>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。  | 155,000 円 |
| f | 同<br>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。 | 185,000 円 |

- g 同  
25,000平方メートル以上のとき。 220,000 円
- (カ) 非住宅部分（その全部を工場等の用途に供すると認められるもので、かつ、当該評価方法が基準省令第1条第1項第1号口の基準による評価方法のもの以外のものに限る。）
- a 当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 11,500円
- b 同  
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 15,500円
- c 同  
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 21,500円
- d 同  
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 50,000円

- e 同  
5,000 平方メ  
ートル以上10,000平方メ  
ートル未満のとき。 75,000円
- f 同  
10,000平方メ  
ートル以上25,000平方メ  
ートル未満のとき。 95,000円
- g 同  
25,000平方メ  
ートル以上のとき。 115,000円
- (キ) 非住宅部分（その全部を  
工場等の用途に供すると認  
められるもので、かつ、当  
該評価方法が基準省令第1  
条第1項第1号口の基準に  
よる評価方法のものに限る  
。）
- a 当該非住宅部分の床面  
積の合計が300平方メー  
トル未満のとき。 9,500円
- b 同  
300平方メー  
トル以上1,000平方メー  
トル未満のとき。 13,000円

c	同		
		1,000 平方メ	
		ートル以上 2,000 平方メ	
		ートル未満のとき。	19,000円
d	同		
		2,000 平方メ	
		ートル以上 5,000 平方メ	
		ートル未満のとき。	47,500円
e	同		
		5,000 平方メ	
		ートル以上10,000平方メ	
		ートル未満のとき。	70,000円
f	同		
		10,000平方メ	
		ートル以上25,000平方メ	
		ートル未満のとき。	90,000円
g	同		
		25,000平方メ	
		ートル以上のとき。	110,000円

第 2 条第 139 号の 25 中「第 34 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に、「第 35 条第 1 項第 1 号」を「第 30 条第 1 項第 1 号」に、「第 34 条第 3 項」を「第 29 条第 3 項」に改め、「住戸の数又は」を削り、同号ア中「4,900 円」を「4,700 円」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 住宅部分

- a 当該住宅部分の床面積  
の合計が 300 平方メー  
トル未満のとき。 9,400 円
- b 同  
300 平方メー  
トル以上 2,000 平方メー  
トル未満のとき。 20,000円
- c 同  
2,000 平方メー  
トル以上 5,000 平方メー  
トル未満のとき。 45,000円
- d 同  
5,000 平方メー  
トル以上のとき。 81,000円

第 2 条第 139 号の 25イ(イ)を削り、同号イ(ウ) a 中「非住宅部分」を「当該非住宅部分」に、「9,600 円」を「9,400 円」に改め、同号イ(ウ) b 中「17,000円」を「16,000円」に改め、同号イ(ウ) d 中「81,000円」を「80,000円」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同条第 139 号の 26 中「第 34 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に、「第 35 条第 1 項第 1 号」を「第 30 条第 1 項第 1 号」に改め、「住戸の数又は」を削り、同号ア中「基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る」を「イ及びウに掲げるものであるものを除く」に改め、同号ウ(ア)から(ウ)までを次のように改める。

- (ア) 住宅部分（当該評価方法  
が(イ)及び(ウ)に掲げるもので

あるものを除く。)

a 当該住宅部分の床面積  
の合計が 300 平方メー  
トル未満のとき。 69,000円

b 同  
300 平方メー  
トル以上 2,000 平方メー  
トル未満のとき。 120,000 円

c 同  
2,000 平方メー  
トル以上 5,000 平方メー  
トル未満のとき。 200,000 円

d 同  
5,000 平方メー  
トル以上のとき。 280,000 円

(イ) 住宅部分（当該評価方法  
が基準省令第10条第2号イ  
(1)及びロ(2)の基準又は同号  
イ(2)及びロ(1)の基準による  
評価方法のものに限る。)

a 当該住宅部分の床面積  
の合計が 300 平方メー  
トル未満のとき。 51,000円

b 同  
300 平方メー

	ル以上 2,000 平方メートル未満のとき。	86,000円
c	同	
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。	150,000 円
d	同	
	5,000 平方メートル以上のとき。	220,000 円
(7)	住宅部分（当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る。）	
a	当該住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。	33,000円
b	同	
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。	57,000円
c	同	
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。	100,000 円
d	同	

5,000 平方メー

トル以上のとき。

160,000 円

第 2 条第 139 号の 26ウ(エ)を削り、同号ウ(カ) a 中「非住宅部分」を「当該非住宅部分」に改め、同号ウ(カ)を同号ウ(エ)とし、同号ウ(カ) a 中「非住宅部分」を「当該非住宅部分」に改め、同号ウ(カ)を同号ウ(カ)とし、同号ウを同号エとし、同号イ中「第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)」を「第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。

同

25,000 円

(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。

同

28,000 円

第 2 条第 139 号の 26 の 2 中「第 34 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に、「第 35 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に改め、「住戸の数又は」を削り、「、イ若しくはウ」を「からウまで若しくはエ」に改め、同号ア中「第 35 条第 1 項第 4 号」を「第 30 条第 1 項第 4 号」に、「4,900 円」を「4,700 円」に改め、同号イ中「第 35 条第 1 項第 4 号」を「第 30 条第 1 項第 4 号」に、「基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法」を「ウ及びエに掲げるもの以外」に

改め、同号オ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に、「前号ウ(ア)から(カ)まで」を「前号エ(ア)から(オ)まで」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に、「から(カ)まで」を「及び(イ)」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に、「第10条第2号イ(1)又はロ(1)」を「第10条第2号イ(2)及びロ(2)」に改め、「以外のもの」を削り、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除き、当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）の場合

- |                              |         |
|------------------------------|---------|
| (ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。 | 25,000円 |
| (イ) 同 200 平方メートル以上のとき。       | 28,000円 |

第 2 条第 139 号の 27 中「第 34 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に、「第 35 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に改め、「住戸の数又は」を削り、同号ア及びイ中「サまで」を「シまで」に改め、同条第 139 号の 28 中「第 36 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に、「第 34 条第 3 項各号」を「第 29 条第 3 項各号」に、「第 36 条第 2 項」を「第 31 条第 2 項」に、「第 35 条第 1 項第 1 号」を「第 30 条第 1 項第 1 号」に、「第 35 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に改め、「住戸の数又は」を削り、同号ア中「2,400 円」を「2,350 円」に改め、同号イ(ア)中「住戸部分( )」を「住宅部分( )」に、「第 35 条第 1 項」を「第 30 条第 1 項」に改め、同号イ(ア) a から d までを次のように改める。

- a 当該住宅部分の床面積  
の合計が 300 平方メートル未満のとき。 4,700 円
- b 同  
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 10,000 円
- c 同  
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 22,500 円
- d 同  
5,000 平方メートル以上のとき。 40,500 円

第 2 条第 139 号の 28 イ(ア) e から i まで及び(イ)を削り、同号イ(ウ) a

中「4,800円」を「4,700円」に改め、同号イ(ウ) b 中「8,500円」を「8,000円」に改め、同号イ(ウ) d 中「40,500円」を「40,000円」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号イ(エ)中「、(イ)及び(ウ)以外の住戸部分、共用部分」を「及び(イ)以外の住宅部分」に改め、同号イ(エ)を同号イ(ウ)とし、同条第 139 号の29中「第36条第 1 項」を「第31条第 1 項」に、「第34条第 3 項各号」を「第29条第 3 項各号」に、「第36条第 2 項」を「第31条第 2 項」に、「第35条第 1 項第 1 号」を「第30条第 1 項第 1 号」に、「第35条第 2 項」を「第30条第 2 項」に改め、「住戸の数又は」を削り、同号ア中「基準省令第10条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る」を「イ及びウに掲げるものであるものを除く」に改め、同号ウ(ア)中「住戸部分（当該建築物の一以上の住戸の評価方法が基準省令第10条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法）」を「住宅部分（当該評価方法が(イ)及び(ウ)に掲げるもの以外）」に、「第35条第 1 項」を「第30条第 1 項」に改め、同号ウ(ア) a から d までを次のように改める。

- a 当該住宅部分の床面積  
の合計が 300 平方メートル未満のとき。 34,500円
- b 同  
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 60,000円
- c 同  
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。

	トル未満のとき。	100,000 円
d	同	
	5,000 平方メー	
	トル以上のとき。	140,000 円
第 2 条第 139 号の 29ウ(ア) e から i まで及び(ウ)を削り、同号ウ(イ)中「住戸部分（当該建築物の一以上の住戸の評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)）」を「住宅部分（当該評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)）」に、「を除き」を「で、かつ」に、「第 35 条第 1 項」を「第 30 条第 1 項」に改め、同号ウ(イ) a から d までを次のように改める。		
a	当該住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。	16,500 円
b	同	
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。	28,500 円
c	同	
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。	50,000 円
d	同	
	5,000 平方メートル以上のとき。	80,000 円

第 2 条第 139 号の 29ウ中(イ) e から i までを削り、(イ)を(ウ)とし、(ア)

の次に次のように加える。

- (イ) 住宅部分（当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のもので、かつ、既に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分に限る。）
- a 当該住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 25,500円
- b 同  
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 43,000円
- c 同  
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 75,000円

d 同

5,000 平方メー

トル以上のとき。

110,000 円

第 2 条第 139 号の 29 ウ中(エ)を削り、(カ)を(エ)とし、(カ)を(カ)とし、同号ウ(キ)中「(カ)まで以外の住戸部分、共用部分」を「(カ)まで以外の住宅部分」に、「第 139 号の 26 ウ」を「第 139 号の 26 エ」に改め、同号ウ(キ)を同号ウ(カ)とし、同号ウを同号エとし、同号イ中「第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)」を「第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。

同

12,500 円

(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。

同

14,000 円

第 2 条第 139 号の 29 の 2 中「第 36 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に、「第 34 条第 3 項各号」を「第 29 条第 3 項各号」に、「第 36 条第 2 項」を「第 31 条第 2 項」に、「第 35 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に改め、「住戸の数又は」を削り、「、イ若しくはウ」を「からウまで若しくはエ」に改め、同号ア中「第 35 条第 1 項第 4 号」を「

第30条第1項第4号」に、「2,400円」を「2,350円」に改め、同号イ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に、「基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法」を「ウ及びエに掲げるもの以外」に改め、同号オ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に、「前号ウ(ア)から(キ)まで」を「前号エ(ア)から(カ)まで」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に、「(エ)まで」を「(ウ)まで」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に、「第10条第2号イ(1)又はロ(1)」を「第10条第2号イ(2)及びロ(2)」に改め、「以外のもの」を削り、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除き、当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方

メートル未満のとき。 12,500円

(イ) 同 200 平方

メートル以上のとき。 14,000円

第 2 条第 139 号の30中「第36条第 1 項」を「第31条第 1 項」に、「第35条第 2 項」を「第30条第 2 項」に改め、「住戸の数又は」を削り、同号ア及びイ中「サまで」を「シまで」に改め、同条中第139号の31を削り、第 139 号の32を第 139 号の31に、第 139 号の33を第 139 号の32とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正に伴い建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を改定するとともに、建築基準法の一部改正に伴い建築物の確認申請手数料等を改定する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市手数料条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 133 号まで省略）

(134) 建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認申請手数料（省令主事適合審査（同法第 6 条の 3 第 1 項ただし書又は第 18 条第 5 項ただし書の規定に基づき構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事又は建築副主事が建築基準法施行令第 9 条の 3 に定める基準に適合するかどうかを審査することをいう。次号、第 139 号の 2 の 2 及び第 139 号の 3 において同じ。）をしない場合に限る。以下この号において同じ。）は、

当該申請に係る建築物の床面積  
に応じそれぞれ次のとおりとし  
、変更等（建築物の計画の変更  
、移転、大規模の修繕及び大規  
模の様替をする場合をいう。

以下この号、次号、第 139 号の  
2 の 2、第 139 号の 3、第 139  
号の 9、第 139 号の 10、第 139  
号の 12、第 139 号の 14、第 139  
号の 19、第 139 号の 22、第 139  
号の 27 及び第 139 号の 30 におい  
て同じ。）及び用途の変更に係  
る確認申請手数料（変更等及び  
用途の変更をする場合の当該部  
分に係る確認申請手数料に限る  
。）は、それぞれ当該床面積の  
合計に 0.5 を乗じて得た面積（  
ただし、建築物の計画の変更で  
床面積の増加する部分にあつて  
は、当該増加する部分の床面積  
）に該当する額とする。

ア 床面積の合計が 30 平方メー  
トル以下の場合  
イ 同 30 平方メー  
トルを超え、100 平方メー

同

$\frac{15,000 \text{ 円}}{10,000 \text{ 円}}$

ル以下の場合	同	$\frac{28,000}{18,000}$ 円
ウ 同 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以下の場合	同	$\frac{43,000}{28,000}$ 円
エ 同 <u>200 平方メートルを超え、300 平方メートル以下の場合</u>	同	<u>48,000 円</u>
オ 同 $\frac{300}{200}$ 平方メートルを超え、500 平方メートル以下の場合	同	$\frac{55,000}{36,000}$ 円
カ (本文省略)		
キ (本文省略)		
ク (本文省略)		
ケ (本文省略)		
コ (本文省略)		
サ (本文省略)		
シ (本文省略)		

## (134) の 2 建築基準法第 6 条第 1

項の規定に基づく建築物の確認申請手数料（省令主事適合審査をする場合に限る。）

1 件につき当該申請に係る建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た

面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）を合計した面積に応じ前号アからシまでに掲げる額と省令主事適合審査をする一の建築物の床面積に応じ第 125 号の 3 アからオまでに掲げる額を合計した額

（第 135 号省略）

- (136) 建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物の完了検査申請手数料（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項及び第 12 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（同法第 11 条第 2 項及び第 12 条第 3 項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を含む。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（第 139 号の 23 及び第 139 号の 23 の 2 において「

省エネ適合判定」という。) を受けた建築物及びこれに準ずると認められる建築物 (次号、第 139 号の 5 及び第 139 号の 5 の 2 において「省エネ適合判定等建築物」という。) に係るものを除く。) は、当該申請に係る建築物の床面積 (移転等 (移転、大規模の修繕及び大規模の模様替をする場合をいう。以下この号、次号、第 139 号の 5 及び第 139 号の 5 の 2 において同じ。) に係る場合においては、当該移転等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積) を合計した面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 建築基準法第 7 条の 3 第 1 項の特定工程に係る建築物の完了検査を申請する場合

(ア) 床面積の合計が 30 平方メートル以下のとき。

同

23,000 円
15,000 円

(イ) 同 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以下のとき。

同

29,000 円
18,000 円

(ウ)	同	100 平方 メートルを超え、200 平方 メートル以下のとき。	同	$\frac{38,000 \text{ 円}}{24,000 \text{ 円}}$
(エ)	同	<u>200 平方 メートルを超え、300 平方 メートル以下のとき。</u>	同	<u>42,000 円</u>
(オ)	同	<u>300 平方</u>		
(エ)		<u>200 平方</u> メートルを超え、500 平方 メートル以下のとき。	同	$\frac{49,000 \text{ 円}}{31,000 \text{ 円}}$
(カ)		(本文省略)		
(オ)		(本文省略)		
(キ)		(本文省略)		
(カ)		(本文省略)		
(ク)		(本文省略)		
(キ)		(本文省略)		
(ケ)		(本文省略)		
(ク)		(本文省略)		
(コ)		(本文省略)		
(ケ)		(本文省略)		
(サ)		(本文省略)		
(コ)		(本文省略)		
(シ)		(本文省略)		
(サ)		(本文省略)		
イ	ア以外の場合			
(ア)		床面積の合計が30平方メ ートル以下のとき。	同	$\frac{24,000 \text{ 円}}{16,000 \text{ 円}}$
(イ)	同	30 平方メ ートルを超え、100 平方メ ートル以下のとき。	同	$\frac{30,000 \text{ 円}}{19,000 \text{ 円}}$
(ウ)	同	100 平方 メートルを超え、200 平方 メートル以下のとき。	同	$\frac{39,000 \text{ 円}}{25,000 \text{ 円}}$

(エ)	同	<u>200 平方</u>		
		<u>メートルを超え、300 平方</u>		
		<u>メートル以下のとき。</u>	同	<u>44,000 円</u>
(オ)	同	<u>300 平方</u>		
(エ)		<u>200 平方</u>		
		<u>メートル</u> を超え、500 平方		
		<u>メートル</u>		
		メートル以下のとき。	同	<u>53,000 円</u> <u>34,000 円</u>
(カ)	(本文省略)			
(オ)	(本文省略)			
(キ)	(本文省略)			
(カ)	(本文省略)			
(ク)	(本文省略)			
(キ)	(本文省略)			
(ケ)	(本文省略)			
(ク)	(本文省略)			
(コ)	(本文省略)			
(ケ)	(本文省略)			
(サ)	(本文省略)			
(コ)	(本文省略)			
(シ)	(本文省略)			
(サ)	(本文省略)			

(136) の 2 建築基準法第 7 条第 1

項の規定に基づく建築物の完了  
検査申請手数料（省エネ適合判  
定等建築物に係るものに限る。

）は、当該申請に係る建築物の  
床面積（移転等に係る場合にお  
いては、当該移転等をする部分  
の床面積の合計に 0.5 を乗じて  
得た面積）を合計した面積に応  
じ前号ア及びイに掲げる額と当  
該申請に係る建築物のうち一の  
省エネ適合判定等建築物——  
の非住

宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下この号、第 139 号の 5 の 2、第 139 号の 9、第 139 号の 10、第 139 号の 17、第 139 号の 18、第 139 号の 20、第 139 号の 21、第 139 号の 23 から第 139 号の 26 まで、第 139 号の 28、第 139 号の 29 及び第 139 号の 31 において同じ。）（一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省、国土交通省令第 1 号。以下この号、第 139 号の 18、第 139 号の 21、第 139 号の 23、第 139 号の 24、第 139 号の 26、第 139 号の 26 の 2、第 139 号の 29、第 139 号の 29 の 2 及び第 139 号の 31 において「基準省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。第 139 号の 5 の 2 において同じ。）の算定対象となるものに限る

。以下この号において同じ。)の用途及び床面積に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 一戸建ての住宅（1棟の建築物からなる1戸の住宅で、省令第10条第1号に規定する住宅の用途以外の用途に供す工場等をいう。第139号の18る部分を有しないものに限る、第139号の23及び第139号。以下同じ。）の場合の24において同じ。）の用途  
に供すると認められる部分及び  
び高い開放性を有する部分を  
除く。以下この号において同  
じ。）の床面積の合計が300

平方メートル未満のとき。

1棟につき  
1棟につき

14,000円  
19,000円

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合、1棟につき次に  
が300平方メートル以上1,000  
掲げる額のうち当該申請に係  
平方メートル未満のとき。  
るものを合計した額

同

27,000円

(ア) 住宅部分（建築物エネルギー

ギー消費性能基準等を定め

る省令（平成28年経済産業

省、国土交通省令第1号。

以下この号、第139号の18

、第139号の21、第139号

の23、第139号の24、第13

9号の26、第139号の26の

2、第 139 号の 29 及び第 139 号の 29 の 2 において「基準省令」という。）第 1 条第 2 項に規定する住宅部分をいう。以下この号、第 139 号の 17、第 139 号の 18、第 139 号の 20、第 139 号の 21、第 139 号の 23 から第 139 号の 26 まで、第 139 号の 28 及び第 139 号の 29 において同じ。）（共用部分の審査を要しない場合にあつては、当該部分を除く。以下この号、第 139 号の 23 から第 139 号の 26 まで、第 139 号の 28 及び第 139 号の 29 において同じ。）

a 当該住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。

21,000 円

b 同  
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。

35,000 円

c 同

2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。

67,000 円

d 同

5,000 平方メートル以上のとき。

100,000 円

(イ) 非住宅部分（基準省令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する非住宅部分をいう。以下この号、第 139 号の 17、第 139 号の 18、第 139 号の 20、第 139 号の 21、第 139 号の 23 から第 139 号の 26 まで、第 139 号の 28 及び第 139 号の 29 において同じ。）（一次エネルギー消費量（基準省令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する一次エネルギー消費量をいう。）の算定対象となるものに限り、工場等（基準省令第 10 条第 1 号に規定する工場等をいう。第 139 号の 18、第 139 号の 23 及び第 139 号の 24 において同じ。）の用途に供す

ると認められる部分を除く  
。以下この号において同じ  
。)

a 当該非住宅部分の床面  
積の合計が 300 平方メー  
トル未満のとき。 19,000 円

b 同  
300 平方メー  
トル以上 1,000 平方メー  
トル未満のとき。 26,000 円

c 同  
1,000 平方メー  
トル以上 2,000 平方メー  
トル未満のとき。 38,000 円

d 同  
2,000 平方メー  
トル以上 5,000 平方メー  
トル未満のとき。 95,000 円

e 同  
5,000 平方メー  
トル以上 10,000 平方メー  
トル未満のとき。 140,000 円

f 同  
10,000 平方メ  
ートル以上 25,000 平方メ

	<u>メートル未満のとき。</u>		<u>180,000 円</u>
g	<u>同</u>		
	<u>25,000 平方メ</u>		
	<u>ートル以上のとき。</u>		<u>220,000 円</u>
ウ	<u>同</u>		
	<u>1,000 平方メートル以上 2,000</u>		
	<u>平方メートル未満のとき。</u>	<u>同</u>	<u>38,000 円</u>
エ	<u>同</u>		
	<u>2,000 平方メートル以上 5,000</u>		
	<u>平方メートル未満のとき。</u>	<u>同</u>	<u>95,000 円</u>
オ	<u>同</u>		
	<u>5,000 平方メートル以上 10,00</u>		
	<u>0 平方メートル未満のとき。</u>	<u>同</u>	<u>140,000 円</u>
カ	<u>同</u>		
	<u>10,000 平方メートル以上 25</u>		
	<u>,000 平方メートル未満のとき</u>		
	<u>。</u>	<u>同</u>	<u>180,000 円</u>
キ	<u>同</u>		
	<u>25,000 平方メートル以上の</u>		
	<u>とき。</u>	<u>同</u>	<u>220,000 円</u>
	(第 137 号及び第 138 号省略)		

- (139) 建築基準法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築物の中間検査申請手数料は、当該申請に係る部分の床面積に応じ次に掲

げる額とする。

ア	床面積の合計が 30 平方メートル以下の場合	同	$\frac{24,000 \text{ 円}}{15,000 \text{ 円}}$
イ	同 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以下の場合	同	$\frac{28,000 \text{ 円}}{18,000 \text{ 円}}$
ウ	同 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以下の場合	同	$\frac{37,000 \text{ 円}}{23,000 \text{ 円}}$
<u>エ</u>	<u>同 200 平方メートルを超え、300 平方メートル以下の場合</u>	<u>同</u>	<u><math>\frac{42,000 \text{ 円}}</math></u>
<u>オ</u>	<u>同 <math>\frac{300 \text{ 平方メートル}}{200 \text{ 平方メートル}}</math> を超え、500 平方メートル以下の場合</u>	<u>同</u>	<u><math>\frac{50,000 \text{ 円}}{32,000 \text{ 円}}</math></u>
<u>カ</u>	(本文省略)		
<u>キ</u>	(本文省略)		
<u>ク</u>	(本文省略)		
<u>ケ</u>	(本文省略)		
<u>コ</u>	(本文省略)		
<u>サ</u>	(本文省略)		
<u>シ</u>	(本文省略)		

(第 139 号の 2 省略)

(139) の 2 の 2 建築基準法第 18 条

第 2 項 (同法第 87 条第 1 項の規

定において準用する場合を含む。  
 。) の規定に基づく建築物の計画通知手数料（省令主事適合審査をしない場合に限る。）

当該通知に係る建築物の床面積（変更等及び用途の変更に係る場合においては、当該変更等及び用途の変更をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ第 134 号アから  $\frac{\text{シ}{\text{サ}}}{\text{マ}{\text{マ}}}$  に掲げる額

(139) の 3 建築基準法第 18 条第 2

項の規定に基づく建築物の計画通知手数料（省令主事適合審査をする場合に限る。）

1 件につき当該通知に係る建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加す

る部分にあつては、当該増加する部分の床面積))を合計した面積に応じ第 134 号アから $\frac{\text{シ}}{\text{サ}}\frac{\text{マ}}{\text{マ}}\frac{\text{デ}}{\text{デ}}$ に掲げる額と省令主事適合審査をする一の建築物の床面積に応じ第 125 号の 3 アからオまでに掲げる額を合計した額

(第 139 号の 4 及び第 139 号の 5 省略)

(139) の 5 の 2 建築基準法第 18 条

第 20 項の規定に基づく建築物の完了通知手数料(省エネ適合判定等建築物に係るものに限る。

)

1 件につき当該通知に係る建築物の床面積(移転等に係る場合においては、当該移転等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積)を合計した面積に応じ第 136 号ア及びイに掲げる額と当該通知に係る建築物のうち一の省エネ適合判定等建築物 $\frac{\text{の非住宅部分}}{\text{の非住宅部分}}$ ( $\frac{\text{一次エネルギー消費量の算}}{\text{一次エネルギー消費量の算}}$ 定対象となるものに限る。

—の用途及び床面積に応じ  
)  
第 136 号の 2 ア及びイ  
第 136 号の 2 アからカまで  
に掲げる額を合計した額

(第 139 号の 6 から第 139 号の 8 まで省略)

(139) の 9 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定申請手数料（同条第 4 項の規定による申出をする場合に限る。）は、1 件につき同条第 4 項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 構造適合審査又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査（以下この号、次号及び第 139 号の 24、第 139 号の 24 及び第 139 号の 31 において「省エネ適合審査」という。）を必要としない建築物の場合

当該申出に係る建築物の床

面積（変更等及び用途の変更に係る場合においては、当該変更等及び用途の変更をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に依り第 134 号アから  $\frac{\text{シまで}}{\text{サまで}}$  に掲げる額

イ 構造適合審査又は省エネ適合審査を必要とする建築物の場合、当該申出に係る建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に依り第 134 号アから  $\frac{\text{シまで}}{\text{サまで}}$  に掲げる額と次に掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した

額

(ア) 省略)

(イ) 省エネ適合審査を必要とするとき。

省エネ適合審査を必要とする建築物（申請時に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 6 項又は第 12 条第 7 項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものを除く。）1 棟につき当該建築物の非住宅部分の用途及び床面積に応じ第 139 号の 23 アからエまでに掲げる額

(ウ) 省略)

(139) の 10 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更認定申請手数料（同条第 2 項において準用する同法第 17 条第 4 項の規定による申出をする場合に限る。）は、1 件につき同法第 18 条第 2 項に

において準用する同法第 17 条第 4 項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 構造適合審査又は省エネ適合審査を必要としない建築物の場合

当該申出に係る建築物の床面積（変更等及び用途の変更に係る場合においては、当該変更等及び用途の変更をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ第 134 号アから  $\frac{\text{シまで}}{\text{サまで}}$  に掲げる額

イ 構造適合審査又は省エネ適合審査を必要とする建築物の場合は、当該申出に係る建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし

、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積) ) を合計した面積に応じ第 134 号アから シ ま で に 掲 げ る 額 と次に掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

(ア) 省略)

(イ) 省エネ適合審査を必要とするとき。

省エネ適合審査を必要とする建築物（申請時に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第 11 条 第 6 項 又は 第 12 条 第 7 項 の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものを除く。）1 棟につき当該建築物 の非住宅部分 の用途及び床面積に応じ第 139 号の 23 アからエまでに掲げる額

(ウ、第 139 号の 11 及び第 139 号の 11 の 2 省略)

(139) の 12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項

から第 4 項までの規定に基づく  
長期優良住宅建築等計画の認定  
申請手数料（住宅を新築する場  
合で、かつ、同法第 6 条第 2 項  
の規定による申出をする場合に  
限る。）は、1 件につき建築物  
の住戸の総数に応じ第 139 号の  
11 ア又はイに掲げる額と同法第  
6 条第 2 項の規定による申出に  
係る建築物又は建築設備に応じ  
次に掲げる額を合計した額とす  
る。

ア 構造適合審査を必要としな  
い建築物の場合

当該申出に係る建築物の床  
面積（変更等に係る場合に  
おいては、当該変更等をす  
る部分の床面積の合計に 0.  
5 を乗じて得た面積（ただ  
し、建築物の計画の変更で  
床面積の増加する部分にあ  
っては、当該増加する部分  
の床面積））を合計した面  
積に応じ第 134 号アから $\frac{シ}{サ}$   
 $\frac{まで}{まで}$ に掲げる額

イ 構造適合審査を必要とする

## 建築物の場合

当該申出に係る建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ第 134 号アから シ サ まで まで に掲げる額と構造適合審査を必要とする一の建築物の床面積（当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第 6 条の 3 第 7 項又は第 18 条第 11 項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積）に応じ第 125 号の 3 アからオまでに掲げる額を合計した額

（ウ及び第 139 号の 12 の 2 から第 139 号の 13 の 2 まで省略）

(139) の 14 長期優良住宅の普及の

促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（既に長期優良住宅新築基準に適合することにより同法第 5 条第 1 項から第 4 項まで（同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定を受けた計画を変更する場合で、かつ、同項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定による申出をする場合に限る。）は、1 件につき建築物の住戸の総数に応じ第 139 号の 13 ア又はイに掲げる額と同法第 8 条第 2 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 構造適合審査を必要としない建築物の場合

当該申出に係る建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただ

し、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積))を合計した面積に $\frac{シ}{サ}$ に $\frac{サ}{サ}$ まで掲げる額

イ 構造適合審査を必要とする

建築物の場合

当該申出に係る建築物の床面積(変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積(ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積))を合計した面積に $\frac{シ}{サ}$ に $\frac{サ}{サ}$ まで掲げる額と構造適合審査を必要とする一の建築物の床面積(当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第6条の3第7項又は第18条第11項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつ

ては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積)に応じ第 125 号の 3 アからオまでに掲げる額を合計した額

(ウ及び第 139 号の 14 の 2 から第 139 号の 16 の 2 まで省略)

(139) の 17 都市の低炭素化の促進

に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第 54 条第 2 項の規定による申出をしない場合で、かつ、同条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<sup>第 14 条第 1 項</sup><sub>第 15 条第 1 項</sub>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、同法附則第 6 条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録

住宅性能評価機関その他規則で定める機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る  $\frac{\text{建築物の床面積}}{\text{住戸の数}}$  又は  $\frac{\text{建築物の床面積}}{\text{住戸の数}}$  に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅  $\frac{\text{（1棟の建築物からなる1戸の住宅で、住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る）}}{\text{（1棟の建築物からなる1戸の住宅で、住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る）}}$  の場合

同

$\frac{4,700 \text{ 円}}{4,900 \text{ 円}}$

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合は、1件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額

(ア)  $\frac{\text{住宅部分}}{\text{住戸部分}}$   
 a  $\frac{\text{当該住宅部分の床面積}}{\text{住戸の総数が1戸のとの合計が300平方メートル未満のとき。}}$

$\frac{9,400 \text{ 円}}{4,900 \text{ 円}}$

b  $\frac{\text{同}}{\text{同}} \frac{\text{2戸以上}}{\text{300平方メートル}} \frac{\text{5戸以下のとき。}}{\text{ル以上2,000平方メートル}} \frac{\text{ル以上2,000平方メートル}}{\text{未満のとき。}}$

$\frac{20,000 \text{ 円}}{9,600 \text{ 円}}$

c	<p><u>同</u> <u>6 戸以上</u>  <u>2,000 平方メートル</u>  <u>10 戸以下のとき。</u>  <u>ル以上 5,000 平方メートル</u>  <u>未満のとき。</u></p>	<p><u>45,000 円</u>  <u>16,000 円</u></p>
d	<p><u>同</u> <u>11 戸以上</u>  <u>5,000 平方メートル</u>  <u>25 戸以下のとき。</u>  <u>ル以上のとき。</u></p>	<p><u>81,000 円</u>  <u>27,000 円</u></p>
e	<p><u>同</u> <u>26 戸以上</u>  <u>50 戸以下のとき。</u></p>	<p><u>45,000 円</u></p>
f	<p><u>同</u> <u>51 戸以上</u>  <u>100 戸以下のとき。</u></p>	<p><u>81,000 円</u></p>
g	<p><u>同</u> <u>101 戸以</u>  <u>上 200 戸以下のとき。</u></p>	<p><u>130,000 円</u></p>
h	<p><u>同</u> <u>201 戸以</u>  <u>上 300 戸以下のとき。</u></p>	<p><u>160,000 円</u></p>
i	<p><u>同</u> <u>301 戸以</u>  <u>上のとき。</u></p>	<p><u>170,000 円</u></p>
(イ)	<p><u>共用部分（住宅部分（建</u>  <u>築物のエネルギー消費性能</u>  <u>の向上等に関する法律第 11</u>  <u>条第 1 項に規定する住宅部</u>  <u>分をいう。第 139 号の 26、</u>  <u>第 139 号の 29 及び第 139 号</u>  <u>の 31 において同じ。）のう</u>  <u>ち住戸部分以外の部分をい</u></p>	

う。以下この号、次号、第  
 139 号の 20、第 139 号の 21  
 、第 139 号の 25、第 139 号  
 の 26、第 139 号の 28、第 13  
 9 号の 29 及び第 139 号の 31  
 において同じ。)

a	共用部分の床面積の合 計が 300 平方メートル未 満のとき。	9,600 円
b	同 300 平方メートル以 上 1,000 平方メートル未満 のとき。	17,000 円
c	同 1,000 平方メートル以 上 2,000 平方メートル未満 のとき。	27,000 円
d	同 2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル未満 のとき。	81,000 円
e	同 5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メートル未 満のとき。	130,000 円

<p>f 同</p> <p style="text-align: center;">10,000 平方メートル</p> <p style="text-align: center;">以上 25,000 平方メートル</p> <p style="text-align: center;">未満のとき。</p>	<p><u>160,000 円</u></p>
<p>g 同</p> <p style="text-align: center;">25,000 平方メートル</p> <p style="text-align: center;">以上のとき。</p>	<p><u>200,000 円</u></p>
<p>(イ) (ウ)</p> <p>a 当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。</p>	<p><u>9,400 円</u> <u>9,600 円</u></p>
<p>b 同</p> <p style="text-align: center;">300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。</p>	<p><u>16,000 円</u> <u>17,000 円</u></p>
<p>(c 省略)</p>	
<p>d 同</p> <p style="text-align: center;">2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。</p>	<p><u>80,000 円</u> <u>81,000 円</u></p>
<p>(e から g まで省略)</p>	

(139) の 18 都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第 54 条第 2 項の規定

による申出をしない場合に限り、同条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。) の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る 建築物の 住戸の数又は 床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅（当該評価方法が イ及びウに掲げるもの 基準省令第 10 条第 2 号 であるものを除く イ(1)又はロ(1)の基準による評 価方法のものに限る。）の場合

(ア)及び(イ)省略)

イ 一戸建ての住宅（当該評価方法が 基準省令第 10 条第 2 号 イ(1)及びロ(2)の基準又は同号 イ(2)及びロ(1)の基準による評 価方法のものに限る。）の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方 メートル未満のとき。

同

25,000 円

(イ) 同 200 平方

メートル以上のとき。

同

28,000 円

ウ  
イ 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令 第 10 条 第 2 号 第 10 条 第 2 号 イ (2) 及びロ (2) の基準による評価方法のもの に限る。）の場合

(ア) 及び (イ) 省略)

エ  
ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額

(ア) 住宅部分（当該評価方法  
住戸部分（当該建築物の  
が (イ) 及び (ウ) に掲げるもので  
一以上の住戸の評価方法が  
あるものを除く。）  
基準省令第 10 条 第 2 号 イ (1)

又はロ (1) の基準による評価  
方法のものに限る。）

a 当該住宅部分の床面積  
住戸の総数が 1 戸の  
の合計が 300 平方メー  
トル未満のとき。

69,000 円  
34,000 円

b 同  
同 2 戸以上  
300 平方メー  
トル以上 2,000 平方メー  
トル

未満のとき。

120,000 円  
69,000 円

c 同  
同 6 戸以上  
2,000 平方メー  
トル 10 戸以下のとき。

	<u>ル以上5,000平方メートル</u>	
	<u>未満のとき。</u>	<u>200,000 円</u> <u>97,000 円</u>
d	<u>同</u> <u>11 戸以上</u> <u>5,000 平方メートル</u>	
	<u>25 戸以下のとき。</u> <u>ル以上のとき。</u>	<u>280,000 円</u> <u>140,000 円</u>
e	<u>同</u> <u>26 戸以上</u>	
	<u>50 戸以下のとき。</u>	<u>200,000 円</u>
f	<u>同</u> <u>51 戸以上</u>	
	<u>100 戸以下のとき。</u>	<u>280,000 円</u>
g	<u>同</u> <u>101 戸以</u>	
	<u>上 200 戸以下のとき。</u>	<u>380,000 円</u>
h	<u>同</u> <u>201 戸以</u>	
	<u>上 300 戸以下のとき。</u>	<u>500,000 円</u>
i	<u>同</u> <u>301 戸以</u>	
	<u>上のとき。</u>	<u>590,000 円</u>
(イ)	<u>住宅部分（当該評価方法</u> <u>住戸部分（当該建築物の</u> <u>が基準省令第10条第2号イ</u> <u>一以上の住戸の評価方法が</u> <u>(1)及びロ(2)の基準又は同号</u> <u>基準省令第10条第2号イ(1)</u> <u>イ(2)及びロ(1)の基準による</u> <u>又はロ(1)の基準による評価</u> <u>評価方法のものに限る。）</u> <u>方法のものを除く。）</u>	
a	<u>当該住宅部分の床面積</u> <u>住戸の総数が1戸のと</u> <u>の合計が300平方メート</u> <u>ル未満のとき。</u>	<u>51,000 円</u> <u>17,000 円</u>
b	<u>同</u> <u>2 戸以上</u> <u>300 平方メートル</u>	
	<u>5 戸以下のとき。</u>	

	<u>ル以上2,000平方メートル</u>	
	<u>未満のとき。</u>	<u>86,000 円</u> <u>34,000 円</u>
c	<u>同</u> <u>6 戸以上</u> <u>同</u> <u>2,000 平方メートル</u> <u>10 戸以下のとき。</u> <u>ル以上5,000平方メートル</u>	
	<u>未満のとき。</u>	<u>150,000 円</u> <u>49,000 円</u>
d	<u>同</u> <u>11 戸以上</u> <u>同</u> <u>5,000 平方メートル</u> <u>25 戸以下のとき。</u> <u>ル以上のとき。</u>	<u>220,000 円</u> <u>71,000 円</u>
e	<u>同</u> <u>26 戸以上</u> <u>50 戸以下のとき。</u>	<u>110,000 円</u>
f	<u>同</u> <u>51 戸以上</u> <u>100 戸以下のとき。</u>	<u>160,000 円</u>
g	<u>同</u> <u>101 戸以上</u> <u>200 戸以下のとき。</u>	<u>230,000 円</u>
h	<u>同</u> <u>201 戸以上</u> <u>300 戸以下のとき。</u>	<u>300,000 円</u>
i	<u>同</u> <u>301 戸以上</u> <u>上のとき。</u>	<u>340,000 円</u>
(ウ)	<u>住宅部分（当該評価方法</u> <u>共用部分</u> <u>が基準省令第10条第2号イ</u> <u>(2)及びロ(2)の基準による評</u> <u>価方法のものに限る。）</u>	
a	<u>当該住宅部分の床面積</u> <u>共用部分の床面積の合</u> <u>の合計が300平方メートル</u> <u>計が300平方メートル未</u>	

	ル未満のとき。	<u>33,000 円</u>
	満のとき。	<u>110,000 円</u>
b	<u>同</u>	
	<u>300 平方メートル</u>	
	<u>300 平方メートル以</u>	
	<u>ル以上 2,000 平方メートル</u>	
	<u>上 1,000 平方メートル未満</u>	
	<u>未満のとき。</u>	<u>57,000 円</u>
	のとき。	<u>140,000 円</u>
c	<u>同</u>	
	<u>同</u>	
	<u>2,000 平方メートル</u>	
	<u>1,000 平方メートル以</u>	
	<u>ル以上 5,000 平方メートル</u>	
	<u>上 2,000 平方メートル未満</u>	
	<u>未満のとき。</u>	<u>100,000 円</u>
	のとき。	<u>180,000 円</u>
d	<u>同</u>	
	<u>同</u>	
	<u>5,000 平方メートル</u>	
	<u>2,000 平方メートル以</u>	
	<u>ル以上のとき。</u>	
	<u>上 5,000 平方メートル未満</u>	
	<u>のとき。</u>	<u>160,000 円</u>
	のとき。	<u>280,000 円</u>
e	<u>同</u>	
	<u>同</u>	
	<u>5,000 平方メートル以</u>	
	<u>上 10,000 平方メートル未</u>	
	<u>満のとき。</u>	<u>360,000 円</u>
f	<u>同</u>	
	<u>同</u>	
	<u>10,000 平方メートル</u>	
	<u>以上 25,000 平方メートル</u>	
	<u>未満のとき。</u>	<u>430,000 円</u>
g	<u>同</u>	
	<u>同</u>	
	<u>25,000 平方メートル</u>	
	<u>以上のとき。</u>	<u>500,000 円</u>
(エ)	非住宅部分（当該評価方	

法が基準省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)の基準（工場等にあつては、同号ロ(2)の基準に限る。）による評価方法（以下この号、第 139 号の 21、第 139 号の 26 及び第 139 号の 29 において「モデル建物法」という。）のものを除く。）

a 当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。

$\frac{230,000 \text{ 円}}{240,000 \text{ 円}}$

b 同  
300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。

$\frac{290,000 \text{ 円}}{300,000 \text{ 円}}$

c 同  
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。

$\frac{370,000 \text{ 円}}{380,000 \text{ 円}}$

d 同  
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。

$\frac{530,000 \text{ 円}}{550,000 \text{ 円}}$

e 同

	5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メー トル未満のとき。	$\frac{650,000 \text{ 円}}{670,000 \text{ 円}}$
f	同	
	10,000 平方メ ートル以上 25,000 平方メ ートル未満のとき。	$\frac{770,000 \text{ 円}}{790,000 \text{ 円}}$
g	同	
	25,000 平方メ ートル以上のとき。	$\frac{870,000 \text{ 円}}{900,000 \text{ 円}}$
(オ)	非住宅部分（当該評価方 法がモデル建物法のものに 限る。）	
a	$\frac{\text{当該非住宅部分}}{\text{非住宅部分}}$ の床面 積の合計が 300 平方メー トル未満のとき。	$\frac{87,000 \text{ 円}}{97,000 \text{ 円}}$
b	同	
	300 平方メー トル以上 1,000 平方メー トル未満のとき。	$\frac{110,000 \text{ 円}}{120,000 \text{ 円}}$
c	同	
	1,000 平方メー トル以上 2,000 平方メー トル未満のとき。	$\frac{150,000 \text{ 円}}{160,000 \text{ 円}}$
d	同	

2,000 平方メー  
トル以上 5,000 平方メー  
トル未満のとき。

240,000 円  
260,000 円

e 同

5,000 平方メー  
トル以上 10,000 平方メー  
トル未満のとき。

310,000 円  
330,000 円

f 同

10,000 平方メ  
ートル以上 25,000 平方メ  
ートル未満のとき。

370,000 円  
390,000 円

g 同

25,000 平方メ  
ートル以上のとき。

440,000 円  
470,000 円

(139) の 19 都市の低炭素化の促進  
に関する法律第 53 条第 1 項の規  
定に基づく低炭素建築物新築等  
計画（同法第 54 条第 2 項の規定  
による申出をする場合に限る。  
）の認定申請手数料は、1 件に  
つき認定の対象範囲及び申請に  
係る 建築物の床面積に応じ  
住戸の数又は  
前 2 号に掲げる額と同項の規定  
による申出に係る建築物又は建  
築設備に応じ次に掲げる額を合

計した額とする。

ア 構造適合審査を必要としな

い建築物の場合

当該申出に係る建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をす  
る部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあ  
っては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に  
応じ第 134 号アから $\frac{シ}{サ}$ までに掲げる額

イ 構造適合審査を必要とする

建築物の場合

当該申出に係る建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をす  
る部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあ  
っては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に  
応じ第 134 号アから $\frac{シ}{サ}$ までに掲げる額と構造適合

審査を必要とする一の建築物の床面積（当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第 6 条の 3 第 7 項又は第 18 条第 11 項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積）に応じ第 125 号の 3 アからオまでに掲げる額を合計した額

（ウ省略）

(139) の 20 都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同条第 2 項において準用する同法第 54 条第 2 項の規定による申出をしない場合で、かつ、同法第 55 条第 2 項において準用する同法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限

る。) の変更認定申請手数料 ( 当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。) は、認定の対象範囲及び申請に係る  $\frac{\text{建築物の住戸の数}}{\text{床面積}}$  に応じ次に掲げる額又はとする。

ア 一戸建ての住宅の場合 1 件につき  $\frac{2,350 \text{ 円}}{2,400 \text{ 円}}$

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合は、1 件につき次に掲げる額のうち当該建築物 ( 当該申請において変更しない部分を含む。) の当該申請に係るものを合計した額

(ア)  $\frac{\text{住宅部分}}{\text{住戸部分}}$  (既に都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項 (同法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。)

a  $\frac{\text{当該住宅部分の床面積}}{\text{当該住戸部分の住戸の合計が 300 平方メートル未満のとき。}}$

$\frac{4,700 \text{ 円}}{2,400 \text{ 円}}$

b	<u>同</u> <u>同</u>	<u>300 平方メートル</u> <u>2 戸以上 5 戸以下</u> <u>ル以上 2,000 平方メートル</u> <u>のとき。</u> <u>未満のとき。</u>	<u>10,000 円</u> <u>4,800 円</u>
c	<u>同</u> <u>同</u>	<u>2,000 平方メートル</u> <u>6 戸以上 10 戸以下</u> <u>ル以上 5,000 平方メートル</u> <u>のとき。</u> <u>未満のとき。</u>	<u>22,500 円</u> <u>8,000 円</u>
d	<u>同</u> <u>同</u>	<u>5,000 平方メートル</u> <u>11 戸以上 25 戸以下</u> <u>ル以上のとき。</u> <u>のとき。</u>	<u>40,500 円</u> <u>13,500 円</u>
e	<u>同</u>	<u>26 戸以上 50 戸以下</u> <u>のとき。</u>	<u>22,500 円</u>
f	<u>同</u>	<u>51 戸以上 100 戸以</u> <u>下のとき。</u>	<u>40,500 円</u>
g	<u>同</u>	<u>101 戸以上 200 戸</u> <u>以下のとき。</u>	<u>65,000 円</u>
h	<u>同</u>	<u>201 戸以上 300 戸</u> <u>以下のとき。</u>	<u>80,000 円</u>
i	<u>同</u>	<u>301 戸以上のとき</u>	

— 。	85,000 円
<hr/>	
(イ) 共用部分（既に当該認定 を受けた部分に限る。）	
a 当該共用部分の床面積 の合計が 300 平方メー トル未満のとき。	4,800 円
b 同 300 平方メー トル以上 1,000 平方メー トル未満のとき。	8,500 円
c 同 1,000 平方メー トル以上 2,000 平方メー トル未満のとき。	13,500 円
d 同 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メー トル未満のとき。	40,500 円
e 同 5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メー トル未満のとき。	65,000 円
f 同 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メー	

	<u>トル未満のとき。</u>	<u>80,000 円</u>
g	同	
	<u>25,000 平方メー</u>	
	<u>トル以上のとき。</u>	<u>100,000 円</u>
(イ) (ウ)	非住宅部分（既に当該認 定を受けた部分に限る。）	
a	当該非住宅部分の床面 積の合計が 300 平方メー トル未満のとき。	<u>4,700 円</u> <u>4,800 円</u>
b	同	
	300 平方メー	
	トル以上 1,000 平方メー	
	トル未満のとき。	<u>8,000 円</u> <u>8,500 円</u>
(c 省略)		
d	同	
	2,000 平方メー	
	トル以上 5,000 平方メー	
	トル未満のとき。	<u>40,000 円</u> <u>40,500 円</u>
	(e から g まで省略)	
(ウ) (エ)	(ア) <u>及び(イ)以外の住宅部分</u> <u>、(イ)及び(ウ)以外の住戸</u> <u>部分、共用部分</u> 及び非住宅 部分	これらの部分について第 13 9 号の 17 イの規定により算 出した額

に関する法律第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同条第 2 項において準用する同法第 54 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限り、同法第 55 条第 2 項において準用する同法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）の変更認定申請手数料（当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。）は、認定の対象範囲及び申請に係る建築物の  
住戸の数又  
床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅（当該評価方法がイ及びウに掲げるもの  
基準省令第 10 条第 2 号  
であるものを除く  
イ(1)又はロ(1)の基準による評  
価方法のものに限る。）の場合

（ア）及び（イ）省略）

イ 一戸建ての住宅（当該評価

方法が基準省令第 10 条第 2 号

イ (1) 及びロ (2) の基準又は同号

イ (2) 及びロ (1) の基準による評

価方法のものに限る。) の場

合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方

メートル未満のとき。

同

12,500 円

(イ) 同 200 平方

メートル以上のとき。

同

14,000 円

ウ 一戸建ての住宅 (当該評価

方法が基準省令 第 10 条第 2 号

第 10 条第 2 号

イ (2) 及びロ (2) の基準による評

価方法のものに限る。) の場

合

(ア) 及び (イ) 省略)

エ 一戸建ての住宅以外の建築

物の場合は、1 件につき次に

掲げる額のうち当該建築物 (

当該申請において変更しない

部分を含む。) の当該申請に

係るものを合計した額

(ア) 住宅部分 (当該

住戸部分 (当該建築物の

一以上の住戸の

(イ) 及び (ウ) に掲げるもの以外

基準省令第 10 条第 2 号イ (1)

又はロ (1) の基準による評価

方法のもので、かつ、既に都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項（同法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。）

a	<u>当該住宅部分の床面積 当該住戸部分の住戸の の合計が 300 平方メート 総数が 1 戸のとき。 ル未満のとき。</u>	<u>34,500 円</u> 17,000 円
b	<u>同 同 300 平方メート 2 戸以上 5 戸以下 ル以上 2,000 平方メートル のとき。 未満のとき。</u>	<u>60,000 円</u> 34,500 円
c	<u>同 同 2,000 平方メート 6 戸以上 10 戸以下 ル以上 5,000 平方メートル のとき。 未満のとき。</u>	<u>100,000 円</u> 48,500 円
d	<u>同 同 5,000 平方メート 11 戸以上 25 戸以下 ル以上のとき。 のとき。</u>	<u>140,000 円</u> 70,000 円
e	<u>同 同 26 戸以上 50 戸以下 のとき。</u>	<u>100,000 円</u>

<u>f</u>	<u>同</u>	
		<u>51 戸以上 100 戸以</u>
		<u>下のとき。</u>
<u>g</u>	<u>同</u>	
		<u>101 戸以上 200 戸</u>
		<u>以下のとき。</u>
<u>h</u>	<u>同</u>	
		<u>201 戸以上 300 戸</u>
		<u>以下のとき。</u>
<u>i</u>	<u>同</u>	
		<u>301 戸以上のとき</u>
		<u>。</u>
(イ)	<u>住宅部分（当該評価方法</u>	
	<u>が基準省令第 10 条第 2 号イ</u>	
	<u>(1) 及びロ (2) の基準又は同号</u>	
	<u>イ (2) 及びロ (1) の基準による</u>	
	<u>評価方法のもので、かつ、</u>	
	<u>既に都市の低炭素化の促進</u>	
	<u>に関する法律第 54 条第 1 項</u>	
	<u>（同法第 55 条第 2 項におい</u>	
	<u>て準用する場合を含む。）</u>	
	<u>の規定に基づく低炭素建築</u>	
	<u>物新築等計画の認定を受け</u>	
	<u>た部分に限る。）</u>	
	<u>a</u>	<u>当該住宅部分の床面積</u>
		<u>140,000 円</u>
		<u>190,000 円</u>
		<u>250,000 円</u>
		<u>295,000 円</u>

の合計が 300 平方メートル

ル未満のとき。

25,500 円

b 同

300 平方メートル

ル以上 2,000 平方メートル

未満のとき。

43,000 円

c 同

2,000 平方メートル

ル以上 5,000 平方メートル

未満のとき。

75,000 円

d 同

5,000 平方メートル

ル以上のとき。

110,000 円

(ウ) 住宅部分（当該

(イ) 住戸部分（当該建築物の

一以上の住戸の評価方法が

基準省令 第 10 条第 2 号イ(2)  
第 10 条第 2 号イ(1)

及びロ(2)の基準による評価  
 又はロ(1)

方法のもの で、かつ、既に  
を除き

都市の低炭素化の促進に関

する法律第 54 条第 1 項（同

法第 55 条第 2 項において準

用する場合を含む。）の規

定に基づく低炭素建築物新

築等計画の認定を受けた部

分に限る。）

a	<p><u>当該住宅部分の床面積</u>  <u>当該住戸部分の住戸の</u>  <u>の合計が 300 平方メート</u>  <u>数が 1 戸のとき。</u>  <u>ル未満のとき。</u></p>	<p><u>16,500 円</u>  <u>8,500 円</u></p>
b	<p><u>同</u>  <u>同</u>  <u>300 平方メート</u>  <u>2 戸以上 5 戸以下の</u>  <u>ル以上 2,000 平方メートル</u>  <u>とき。</u>  <u>未満のとき。</u></p>	<p><u>28,500 円</u>  <u>17,000 円</u></p>
c	<p><u>同</u>  <u>同</u>  <u>2,000 平方メート</u>  <u>6 戸以上 10 戸以下の</u>  <u>ル以上 5,000 平方メートル</u>  <u>とき。</u>  <u>未満のとき。</u></p>	<p><u>50,000 円</u>  <u>24,500 円</u></p>
d	<p><u>同</u>  <u>同</u>  <u>5,000 平方メート</u>  <u>11 戸以上 25 戸以下の</u>  <u>ル以上のとき。</u></p>	<p><u>80,000 円</u>  <u>35,500 円</u></p>
e	<p><u>同</u>  <u>同</u>  <u>26 戸以上 50 戸以下の</u>  <u>とき。</u></p>	<p><u>55,000 円</u></p>
f	<p><u>同</u>  <u>同</u>  <u>51 戸以上 100 戸以下</u>  <u>のとき。</u></p>	<p><u>80,000 円</u></p>
g	<p><u>同</u>  <u>同</u>  <u>101 戸以上 200 戸以</u>  <u>下のとき。</u></p>	<p><u>115,000 円</u></p>
h	<p><u>同</u>  <u>同</u>  <u>201 戸以上 300 戸以</u></p>	

	下のとき。	150,000 円
i	同	
	301 戸以上のとき。	170,000 円
(ウ)	共用部分	
a	当該共用部分の床面積 の合計が 300 平方メー トル未満のとき。	55,000 円
b	同	
	300 平方メー トル以上 1,000 平方メー トル未満のとき。	70,000 円
c	同	
	1,000 平方メー トル以上 2,000 平方メー トル未満のとき。	90,000 円
d	同	
	2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メー トル未満のとき。	140,000 円
e	同	
	5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メー トル未満のとき。	180,000 円
f	同	
	10,000 平方メー	

	<u>トル以上 25,000 平方メー</u>	
	<u>トル未満のとき。</u>	<u>215,000 円</u>
<u>g</u>	<u>同</u>	
	<u>25,000 平方メー</u>	
	<u>トル以上のとき。</u>	<u>250,000 円</u>
(エ)	非住宅部分（既にモデル 建物法以外の評価方法によ り当該認定を受けた部分で 根本的な変更を伴わないと 認められるものに限る。）	
a	当該非住宅部分の床面 積の合計が 300 平方メー トル未満のとき。	<u>115,000 円</u> <u>120,000 円</u>
b	同	
	300 平方メー	
	トル以上 1,000 平方メー	
	トル未満のとき。	<u>145,000 円</u> <u>150,000 円</u>
c	同	
	1,000 平方メー	
	トル以上 2,000 平方メー	
	トル未満のとき。	<u>185,000 円</u> <u>190,000 円</u>
d	同	
	2,000 平方メー	
	トル以上 5,000 平方メー	
	トル未満のとき。	<u>265,000 円</u> <u>275,000 円</u>

e 同

5,000 平方メー  
トル以上 10,000 平方メー  
トル未満のとき。

325,000 円  
335,000 円

f 同

10,000 平方メ  
ートル以上 25,000 平方メ  
ートル未満のとき。

385,000 円  
395,000 円

g 同

25,000 平方メ  
ートル以上のとき。

435,000 円  
450,000 円

(オ) 非住宅部分（既にモデル  
建物法により当該認定を受  
けた部分で根本的な変更を  
伴わないと認められるもの  
に限る。）

a 当該非住宅部分の床面  
積の合計が 300 平方メー  
トル未満のとき。

43,500 円  
48,500 円

b 同

300 平方メー  
トル以上 1,000 平方メー  
トル未満のとき。

55,000 円  
60,000 円

c 同

1,000 平方メー

トル以上 2,000 平方メー  
トル未満のとき。

$\frac{75,000 \text{ 円}}{80,000 \text{ 円}}$

d 同

2,000 平方メー  
トル以上 5,000 平方メー  
トル未満のとき。

$\frac{120,000 \text{ 円}}{130,000 \text{ 円}}$

e 同

5,000 平方メー  
トル以上 10,000 平方メー  
トル未満のとき。

$\frac{155,000 \text{ 円}}{165,000 \text{ 円}}$

f 同

10,000 平方メ  
ートル以上 25,000 平方メ  
ートル未満のとき。

$\frac{185,000 \text{ 円}}{195,000 \text{ 円}}$

g 同

25,000 平方メ  
ートル以上のとき。

$\frac{220,000 \text{ 円}}{235,000 \text{ 円}}$

(カ) (ア) から (オ) まで以外の 住宅  
住戸  
部分  
部分、共用部分  
部分

これらの部分について 第 13  
第 13  
9 号の 18 エ  
9 号の 18 ウ の規定により算  
出した額

(139) の 22 都市の低炭素化の促進  
に関する法律第 55 条第 1 項の規  
定に基づく低炭素建築物新築等

計画（同条第 2 項において準用する同法第 54 条第 2 項の規定による申出をする場合に限る。）

の変更認定申請手数料は、1 件につき認定の対象範囲及び申請に係る  $\frac{\text{建築物の}}{\text{住戸の数}}$  又は  $\frac{\text{床面積}}{\text{又は}}$  に応じ前 2 号に掲げる額と同項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 構造適合審査を必要としない建築物の場合

当該申出に係る建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ第 134 号アから  $\frac{\text{シ}}{\text{サ}}$   $\frac{\text{まで}}{\text{まで}}$  に掲げる額

イ 構造適合審査を必要とする建築物の場合

当該申出に係る建築物の床面積（変更等に係る場合に

においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を合計した面積に $\frac{シ}{サ}$ に $\frac{サ}{サ}$ まで掲げる額と構造適合審査を必要とする一の建築物の床面積（当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第6条の3第7項又は第18条第11項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積）に $\frac{シ}{サ}$ に $\frac{サ}{サ}$ まで掲げる額を合計した額

（ウ省略）

(139) の 23 省エネ適合判定の判定

手数料は、 $\frac{\quad}{1 \text{ 件につき}}$ 当該判定に係る建築物（建築物のエネル

ギー消費性能の向上等に関する  
 法律 第 30 条 第 1 項  
第 35 条 第 1 項 の認定を受け  
 た建築物エネルギー消費性能向  
 上計画に係る他の建築物（同法  
第 29 条 第 3 項  
第 34 条 第 3 項 の他の建築物をい  
 う。次号、第 139 号の 26 の 2、  
 第 139 号の 27、第 139 号の 29 の  
 2 及び第 139 号の 30 において同  
 じ。）を除く。）の非住宅部分  
 の用途及び床面積に応じ次に掲  
 げる額とする。

ア 一戸建ての住宅（当該評価  
非住宅部分の全部又は一部  
方法がイ及びウに掲げるもの  
を工場等の用途以外の用途に  
であるものを除く。）の場合  
供すると認められる場合であ

って、その評価方法が基準省

令第 1 条 第 1 項 第 1 号 口の基

準による評価方法以外の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方  
非住宅部分の床面積の合  
メートル未満のとき。  
計が 300 平方メートル以上

1,000 平方メートル未満のと  
き。

1 件につき

34,000 円  
290,000 円

(イ) 同 200 平方  
同  
メートル以上のとき。  
1,000 平方メートル以上

2,000 平方メートル未満のと  
き。

同

38,000 円  
370,000 円

(ウ)	同	2,000 平方メートル以上	
		5,000 平方メートル未満のとき。	530,000 円
(エ)	同	5,000 平方メートル以上	
		10,000 平方メートル未満のとき。	650,000 円
(オ)	同	10,000 平方メートル以上	
		25,000 平方メートル未満のとき。	770,000 円
(カ)	同	25,000 平方メートル以上	
		上のとき。	870,000 円
イ		一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第 1 条第 1 項を工場等の用途以外の用途に第 2 号イ (1) 及びロ (2) の基準又供すると認められる場合では同号イ (2) 及びロ (1) の基準によって、その評価方法が基準省よる評価方法のものに限る。令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基）の場合	
		準による評価方法の場合	
	(ア)	住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。	
		計が 300 平方メートル以上	
		1,000 平方メートル未満のとき。	同 25,000 円 110,000 円

(イ) <u>同</u> <u>200 平方</u> <u>同</u> <u>メートル以上のとき。</u> <u>1,000 平方メートル以上</u>	<u>同</u>	<u>28,000 円</u> <u>150,000 円</u>
<u>2,000 平方メートル未満の</u> <u>とき。</u>		
(ウ) <u>同</u>  <u>2,000 平方メートル以上</u>  <u>5,000 平方メートル未満の</u> <u>とき。</u>		<u>240,000 円</u>
(エ) <u>同</u>  <u>5,000 平方メートル以上</u>  <u>10,000 平方メートル未満の</u> <u>とき。</u>		<u>310,000 円</u>
(オ) <u>同</u>  <u>10,000 平方メートル以</u>  <u>上 25,000 平方メートル未満</u>  <u>のとき。</u>		<u>370,000 円</u>
(カ) <u>同</u>  <u>25,000 平方メートル以</u>  <u>上のとき。</u>		<u>440,000 円</u>
ウ <u>一戸建ての住宅（当該評価</u> <u>方法が基準省令第 1 条第 1 項</u> <u>の用途に供すると認められる</u> <u>第 2 号イ(2)及びロ(2)の基準に</u> <u>場合であって、その評価方法</u> <u>よる評価方法のものに限る。</u> <u>が基準省令第 1 条第 1 項第 1</u> <u>) の場合</u> <u>号ロの基準による評価方法以</u> <u>外の場合</u>		

(ア) <u>住宅の床面積が 200 平方 非住宅部分の床面積の合 メートル未満のとき。</u> 計が 300 平方メートル以上	<u>1,000 平方メートル未満のと き。</u>	<u>同</u>	<u>17,000 円</u> <u>31,000 円</u>
(イ) <u>同</u> <u>200 平方 同</u> <u>メートル以上のとき。</u> 1,000 平方メートル以上	<u>2,000 平方メートル未満のと き。</u>	<u>同</u>	<u>19,000 円</u> <u>43,000 円</u>
(ウ) <u>同</u>	<u>2,000 平方メートル以上</u> <u>5,000 平方メートル未満のと き。</u>		<u>100,000 円</u>
(エ) <u>同</u>	<u>5,000 平方メートル以上</u> <u>10,000 平方メートル未満の とき。</u>		<u>150,000 円</u>
(オ) <u>同</u>	<u>10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル未満 のとき。</u>		<u>190,000 円</u>
(カ) <u>同</u>	<u>25,000 平方メートル以 上のとき。</u>		<u>230,000 円</u>
エ <u>一戸建ての住宅以外の建築 非住宅部分の全部を工場等 物の場合は、1 件につき次に の用途に供すると認められる</u>			

掲げる額のうち当該申請に係  
場合であって、その評価方法  
るものを合計した額  
が基準省令第 1 条第 1 項第 1

号ロの基準による評価方法の

場合

(7) 住宅部分（当該評価方法  
非住宅部分の床面積の合  
が(イ)及び(ウ)に掲げるもので  
計が 300 平方メートル以上  
あるものを除く。）  
1,000 平方メートル未満のと

き。

26,000 円

a 当該住宅部分の床面積  
の合計が 300 平方メート  
ル未満のとき。

69,000 円

b 同

300 平方メート  
ル以上 2,000 平方メート  
ル未満のとき。

120,000 円

c 同

2,000 平方メート  
ル以上 5,000 平方メート  
ル未満のとき。

200,000 円

d 同

5,000 平方メート  
ル以上のとき。

280,000 円

(イ) 住宅部分（当該評価方法  
同  
が基準省令第 1 条第 1 項第  
1,000 平方メートル以上  
2 号イ(1)及びロ(2)の基準又  
2,000 平方メートル未満のと

は同号イ(2)及びロ(1)の基準 き。 による評価方法のものに限 る。)	<u>37,000 円</u>
a 当該住宅部分の床面積 の合計が 300 平方メート ル未満のとき。	<u>51,000 円</u>
b 同  300 平方メート ル以上 2,000 平方メートル 未満のとき。	<u>86,000 円</u>
c 同  2,000 平方メート ル以上 5,000 平方メートル 未満のとき。	<u>150,000 円</u>
d 同  5,000 平方メート ル以上のとき。	<u>220,000 円</u>
(7) 住宅部分（当該評価方法 同 が基準省令第 1 条第 1 項第 2,000 平方メートル以上 2 号イ(2)及びロ(2)の基準に 5,000 平方メートル未満のと よる評価方法のものに限る き。 。)	<u>95,000 円</u>
a 当該住宅部分の床面積 の合計が 300 平方メート ル未満のとき。	<u>33,000 円</u>

- b 同
- 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 57,000 円
- c 同
- 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 100,000 円
- d 同
- 5,000 平方メートル以上のとき。 160,000 円
- (エ) 非住宅部分（その全部又は一部を工場等の用途以外 5,000 平方メートル以上の用途に供すると認められるもので、かつ、当該評価方法が基準省令第 1 条第 1 項第 1 号口の基準による評価方法のもの以外のものに限る。） 140,000 円
- a 当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 230,000 円
- b 同
- 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル

	<u>ル未満のとき。</u>	<u>290,000 円</u>
<u>c</u>	<u>同</u>	
	<u>1,000 平方メー</u>	
	<u>トル以上 2,000 平方メー</u>	
	<u>トル未満のとき。</u>	<u>370,000 円</u>
<u>d</u>	<u>同</u>	
	<u>2,000 平方メー</u>	
	<u>トル以上 5,000 平方メー</u>	
	<u>トル未満のとき。</u>	<u>530,000 円</u>
<u>e</u>	<u>同</u>	
	<u>5,000 平方メー</u>	
	<u>トル以上 10,000 平方メー</u>	
	<u>トル未満のとき。</u>	<u>650,000 円</u>
<u>f</u>	<u>同</u>	
	<u>10,000 平方メ</u>	
	<u>ートル以上 25,000 平方メ</u>	
	<u>ートル未満のとき。</u>	<u>770,000 円</u>
<u>g</u>	<u>同</u>	
	<u>25,000 平方メ</u>	
	<u>ートル以上のとき。</u>	<u>870,000 円</u>
(オ)	<u>非住宅部分（その全部又</u>	
	<u>同</u>	
	<u>は一部を工場等の用途以外</u>	
	<u>10,000 平方メートル以</u>	
	<u>の用途に供すると認められ</u>	
	<u>上 25,000 平方メートル未満</u>	
	<u>るもので、かつ、当該評価</u>	
	<u>のとき。</u>	
	<u>方法が基準省令第 1 条第 1</u>	

<u>項第 1 号口の基準による評価方法のものに限る。)</u>	<u>180,000 円</u>
<u>a 当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。</u>	<u>87,000 円</u>
<u>b 同</u> <u>300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>110,000 円</u>
<u>c 同</u> <u>1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>150,000 円</u>
<u>d 同</u> <u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>240,000 円</u>
<u>e 同</u> <u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>310,000 円</u>
<u>f 同</u> <u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>370,000 円</u>

<u>g</u>	<u>同</u>	
	<u>25,000 平方メ</u>	
	<u>ートル以上のとき。</u>	<u>440,000 円</u>
(カ)	<u>非住宅部分（その全部を</u> <u>同</u> <u>工場等の用途に供すると認</u> <u>25,000 平方メートル以</u> <u>められるもので、かつ、当</u> <u>上のとき。</u> <u>該評価方法が基準省令第 1</u> <u>条第 1 項第 1 号口の基準に</u> <u>よる評価方法のもの以外の</u> <u>ものに限る。）</u>	
		<u>220,000 円</u>
<u>a</u>	<u>当該非住宅部分の床面</u> <u>積の合計が 300 平方メー</u> <u>トル未満のとき。</u>	<u>23,000 円</u>
<u>b</u>	<u>同</u>	
	<u>300 平方メー</u> <u>トル以上 1,000 平方メー</u> <u>トル未満のとき。</u>	<u>31,000 円</u>
<u>c</u>	<u>同</u>	
	<u>1,000 平方メー</u> <u>トル以上 2,000 平方メー</u> <u>トル未満のとき。</u>	<u>43,000 円</u>
<u>d</u>	<u>同</u>	
	<u>2,000 平方メー</u> <u>トル以上 5,000 平方メー</u> <u>トル未満のとき。</u>	<u>100,000 円</u>

- e 同
- 5,000 平方メー  
トル以上 10,000 平方メー  
トル未満のとき。 150,000 円
- f 同
- 10,000 平方メ  
ートル以上 25,000 平方メ  
ートル未満のとき。 190,000 円
- g 同
- 25,000 平方メ  
ートル以上のとき。 230,000 円
- (キ) 非住宅部分（その全部を  
工場等の用途に供すると認  
められるもので、かつ、当  
該評価方法が基準省令第 1  
条第 1 項第 1 号口の基準に  
よる評価方法のものに限る  
。）
- a 当該非住宅部分の床面  
積の合計が 300 平方メー  
トル未満のとき。 19,000 円
- b 同
- 300 平方メー  
トル以上 1,000 平方メー  
トル未満のとき。 26,000 円

<u>c</u> 同	<u>1,000 平方メー</u> <u>トル以上 2,000 平方メー</u> <u>トル未満のとき。</u>	<u>38,000 円</u>
<u>d</u> 同	<u>2,000 平方メー</u> <u>トル以上 5,000 平方メー</u> <u>トル未満のとき。</u>	<u>95,000 円</u>
<u>e</u> 同	<u>5,000 平方メー</u> <u>トル以上 10,000 平方メー</u> <u>トル未満のとき。</u>	<u>140,000 円</u>
<u>f</u> 同	<u>10,000 平方メ</u> <u>ートル以上 25,000 平方メ</u> <u>ートル未満のとき。</u>	<u>180,000 円</u>
<u>g</u> 同	<u>25,000 平方メ</u> <u>ートル以上のとき。</u>	<u>220,000 円</u>

(139) の 23 の 2 省エネ適合判定の  
判定手数料は、1 件につき当該  
判定に係る建築物（建築物のエ  
ネルギー消費性能の向上等に関  
する法律第 30 条第 1 項  
第 35 条第 1 項の認定を  
受けた建築物エネルギー消費性

能向上計画に係る他の建築物に限る。)                     の床面積  
の非住宅部分  
に応じ次に掲げる額とする。

ア <u>一戸建ての住宅の場合</u> <u>非住宅部分の床面積の合計</u>		<u>1 件につき</u>	<u>4,700 円</u>
	が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。		17,000 円
イ <u>一戸建ての住宅以外の建築物</u> <u>同</u>			
物の場合は、1 件につき次に <u>1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額</u>		<u>27,000 円</u>
(7) <u>住宅部分</u>			
a <u>当該住宅部分の床面積</u> <u>の合計が 300 平方メートル未満のとき。</u>			<u>9,400 円</u>
b <u>同</u> <u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。</u>			<u>20,000 円</u>
c <u>同</u> <u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。</u>			<u>45,000 円</u>
d <u>同</u> <u>5,000 平方メートル以上のとき。</u>			<u>81,000 円</u>

(イ) 非住宅部分

- a 当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 9,400 円
- b 同  
300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 16,000 円
- c 同  
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 27,000 円
- d 同  
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 80,000 円
- e 同  
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。 130,000 円
- f 同  
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。 160,000 円
- g 同

	<u>25,000 平方メ</u>	
	<u>ートル以上のとき。</u>	<u>200,000 円</u>
ウ	同	
	<u>2,000 平方メートル以上 5,000</u>	
	<u>平方メートル未満のとき。</u>	<u>81,000 円</u>
エ	同	
	<u>5,000 平方メートル以上 10,00</u>	
	<u>0 平方メートル未満のとき。</u>	<u>130,000 円</u>
オ	同	
	<u>10,000 平方メートル以上 25</u>	
	<u>,000 平方メートル未満のとき</u>	
	<u>。</u>	<u>160,000 円</u>
カ	同	
	<u>25,000 平方メートル以上の</u>	
	<u>とき。</u>	<u>200,000 円</u>
(139)	の 24 建築物のエネルギー消 費性能の向上等に関する法律施 行規則（平成 28 年国土交通省令 第 5 号） <u>第 13 条</u> <u>第 11 条</u> の規定に基づく 軽微な変更（当該変更がエネル ギー消費性能（建築物のエネル ギー消費性能の向上等に関する 法律第 2 条第 1 項第 2 号に規定 するエネルギー消費性能をいう 。）を向上させる変更又は省エ	

ネ適合審査を必要としない変更  
 である場合を除く。) に関する  
 証明書の交付申請手数料は、 $\frac{\text{—}}{1}$   
 $\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 当該証明に係る建築物  
 につき  
 $\frac{\text{—}}{\text{—}}$ の用途及び床面積  
 の非住宅部分  
 に応じ次に掲げる額とする。

ア  $\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 一戸建ての住宅（当該評価  
 非住宅部分の全部又は一部  
 $\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 方法がイ及びウに掲げるもの  
 を工場等の用途以外の用途に  
 $\frac{\text{—}}{\text{—}}$ であるものを除く。）の場合  
 供すると認められる場合であ

$\frac{\text{—}}{\text{—}}$ って、その評価方法が基準省  
 $\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 令第 1 条第 1 項第 1 号口の基

$\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 準による評価方法以外の場合

(ア)  $\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 住宅の床面積が 200 平方  
 非住宅部分の床面積の合  
 $\frac{\text{—}}{\text{—}}$ メートル未満のとき。  
 $\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 計が 300 平方メートル以上

$\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 1,000 平方メートル未満のと  
 $\frac{\text{—}}{\text{—}}$ き。

$\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 1 件につき

$\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 17,000 円  
 $\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 145,000 円

(イ)  $\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 同  $\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 200 平方  
 $\frac{\text{—}}{\text{—}}$ メートル以上のとき。  
 $\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 1,000 平方メートル以上

$\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 2,000 平方メートル未満のと  
 $\frac{\text{—}}{\text{—}}$ き。

$\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 同

$\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 19,000 円  
 $\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 185,000 円

(ウ)  $\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 同

$\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 2,000 平方メートル以上

$\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 5,000 平方メートル未満のと  
 $\frac{\text{—}}{\text{—}}$ き。

$\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 265,000 円

(エ)  $\frac{\text{—}}{\text{—}}$ 同

	<u>5,000 平方メートル以上</u>		
	<u>10,000 平方メートル未満の</u>		
	<u>とき。</u>		<u>325,000 円</u>
(オ)	<u>同</u>		
	<u>10,000 平方メートル以</u>		
	<u>上 25,000 平方メートル未満</u>		
	<u>のとき。</u>		<u>385,000 円</u>
(カ)	<u>同</u>		
	<u>25,000 平方メートル以</u>		
	<u>上のとき。</u>		<u>435,000 円</u>
イ	<u>一戸建ての住宅（当該評価</u>		
	<u>非住宅部分の全部又は一部</u>		
	<u>方法が基準省令第 1 条第 1 項</u>		
	<u>を工場等の用途以外の用途に</u>		
	<u>第 2 号イ (1) 及びロ (2) の基準又</u>		
	<u>供すると認められる場合であ</u>		
	<u>は同号イ (2) 及びロ (1) の基準に</u>		
	<u>って、その評価方法が基準省</u>		
	<u>よる評価方法のものに限る。</u>		
	<u>令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基</u>		
	<u>) の場合</u>		
	<u>準による評価方法の場合</u>		
(ア)	<u>住宅の床面積が 200 平方</u>		
	<u>非住宅部分の床面積の合</u>		
	<u>メートル未満のとき。</u>		
	<u>計が 300 平方メートル以上</u>		
	<u>1,000 平方メートル未満のと</u>		
	<u>き。</u>	<u>同</u>	<u>12,500 円</u>
	<u>200 平方</u>		<u>55,000 円</u>
(イ)	<u>同</u>		
	<u>同</u>		
	<u>メートル以上のとき。</u>		
	<u>1,000 平方メートル以上</u>		
	<u>2,000 平方メートル未満のと</u>		
	<u>き。</u>	<u>同</u>	<u>14,000 円</u>
	<u>同</u>		<u>75,000 円</u>
(ウ)	<u>同</u>		

	<u>2,000 平方メートル以上</u>		
	<u>5,000 平方メートル未満の</u>		
	<u>き。</u>		<u>120,000 円</u>
(エ)	<u>同</u>		
	<u>5,000 平方メートル以上</u>		
	<u>10,000 平方メートル未満の</u>		
	<u>とき。</u>		<u>155,000 円</u>
(オ)	<u>同</u>		
	<u>10,000 平方メートル以</u>		
	<u>上 25,000 平方メートル未満</u>		
	<u>のとき。</u>		<u>185,000 円</u>
(カ)	<u>同</u>		
	<u>25,000 平方メートル以</u>		
	<u>上のとき。</u>		<u>220,000 円</u>
ウ	<u>一戸建ての住宅（当該評価</u>		
	<u>非住宅部分の全部を工場等</u>		
	<u>方法が基準省令第 1 条第 1 項</u>		
	<u>の用途に供すると認められる</u>		
	<u>第 2 号イ(2)及びロ(2)の基準に</u>		
	<u>場合であって、その評価方法</u>		
	<u>よる評価方法のものに限る。</u>		
	<u>が基準省令第 1 条第 1 項第 1</u>		
	<u>) の場合</u>		
	<u>号口の基準による評価方法以</u>		
	<u>外の場合</u>		
(ア)	<u>住宅の床面積が 200 平方</u>		
	<u>非住宅部分の床面積の合</u>		
	<u>メートル未満のとき。</u>		
	<u>計が 300 平方メートル以上</u>		
	<u>1,000 平方メートル未満のと</u>		
	<u>き。</u>	<u>同</u>	<u>8,500 円</u>
(イ)	<u>同</u>	<u>200 平方</u>	<u>15,500 円</u>
	<u>同</u>		

	<u>メートル以上のとき。</u>		
	<u>1,000 平方メートル以上</u>		
	<u>2,000 平方メートル未満のと</u>		
	<u>き。</u>	同	<u>9,500 円</u> <u>21,500 円</u>
(ウ)	同		
	<u>2,000 平方メートル以上</u>		
	<u>5,000 平方メートル未満のと</u>		
	<u>き。</u>		<u>50,000 円</u>
(エ)	同		
	<u>5,000 平方メートル以上</u>		
	<u>10,000 平方メートル未満の</u>		
	<u>とき。</u>		<u>75,000 円</u>
(オ)	同		
	<u>10,000 平方メートル以</u>		
	<u>上 25,000 平方メートル未満</u>		
	<u>のとき。</u>		<u>95,000 円</u>
(カ)	同		
	<u>25,000 平方メートル以</u>		
	<u>上のとき。</u>		<u>115,000 円</u>
エ	<u>一戸建ての住宅以外の建築</u>		
	<u>非住宅部分の全部を工場等</u>		
	<u>物の場合は、1 件につき次に</u>		
	<u>の用途に供すると認められる</u>		
	<u>掲げる額のうち当該申請に係</u>		
	<u>場合であって、その評価方法</u>		
	<u>るものを合計した額</u>		
	<u>が基準省令第 1 条第 1 項第 1</u>		
	<u>号口の基準による評価方法の</u>		
	<u>場合</u>		
(ア)	<u>住宅部分（当該評価方法</u>		
	<u>非住宅部分の床面積の合</u>		

<p><u>が(イ)及び(ウ)に掲げるもので 計が 300 平方メートル以上 あるものを除く。)</u> <u>1,000 平方メートル未満のと</u></p>	<p><u>13,000 円</u></p>
<p><u>き。</u> <u>a 当該住宅部分の床面積 の合計が 300 平方メート ル未満のとき。</u></p>	<p><u>34,500 円</u></p>
<p><u>b 同</u> <u>300 平方メート ル以上 2,000 平方メートル 未満のとき。</u></p>	<p><u>60,000 円</u></p>
<p><u>c 同</u> <u>2,000 平方メート ル以上 5,000 平方メートル 未満のとき。</u></p>	<p><u>100,000 円</u></p>
<p><u>d 同</u> <u>5,000 平方メート ル以上のとき。</u></p>	<p><u>140,000 円</u></p>
<p>(イ) <u>住宅部分（当該評価方法 同 が基準省令第 1 条第 1 項第 1,000 平方メートル以上 2 号イ(1)及びロ(2)の基準又 2,000 平方メートル未満のと は同号イ(2)及びロ(1)の基準 き。 による評価方法のものに限 る。）</u></p>	<p><u>18,500 円</u></p>
<p><u>a 当該住宅部分の床面積 の合計が 300 平方メート</u></p>	

	<u>ル未満のとき。</u>	<u>25,500 円</u>
b	<u>同</u>	
	<u>300 平方メートル</u>	
	<u>ル以上2,000平方メートル</u>	
	<u>未満のとき。</u>	<u>43,000 円</u>
c	<u>同</u>	
	<u>2,000平方メートル</u>	
	<u>ル以上5,000平方メートル</u>	
	<u>未満のとき。</u>	<u>75,000 円</u>
d	<u>同</u>	
	<u>5,000平方メートル</u>	
	<u>ル以上のとき。</u>	<u>110,000 円</u>
(ウ)	<u>住宅部分（当該評価方法</u> <u>同</u> <u>が基準省令第1条第1項第</u> <u>2,000平方メートル以上</u> <u>2号イ(2)及びロ(2)の基準に</u> <u>5,000平方メートル未満のと</u> <u>よる評価方法のものに限る</u> <u>き。</u> <u>。)</u>	<u>47,500 円</u>
a	<u>当該住宅部分の床面積</u> <u>の合計が300平方メートル</u> <u>未満のとき。</u>	<u>16,500 円</u>
b	<u>同</u>	
	<u>300平方メートル</u>	
	<u>ル以上2,000平方メートル</u>	
	<u>未満のとき。</u>	<u>28,500 円</u>
c	<u>同</u>	

	<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>50,000 円</u>
d	<u>同</u>	
	<u>5,000 平方メートル以上のとき。</u>	<u>80,000 円</u>
(エ)	<u>非住宅部分（その全部又は一部を工場等の用途以外 5,000 平方メートル以上の用途に供すると認められるもので、かつ、当該評価方法が基準省令第 1 条第 1 項第 1 号口の基準による評価方法のもの以外のものに限る。）</u>	<u>70,000 円</u>
a	<u>当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。</u>	<u>115,000 円</u>
b	<u>同</u>	
	<u>300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>145,000 円</u>
c	<u>同</u>	
	<u>1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>185,000 円</u>

d	同		
		<u>2,000 平方メー</u>	
		<u>トル以上 5,000 平方メー</u>	
		<u>トル未満のとき。</u>	<u>265,000 円</u>
e	同		
		<u>5,000 平方メー</u>	
		<u>トル以上 10,000 平方メー</u>	
		<u>トル未満のとき。</u>	<u>325,000 円</u>
f	同		
		<u>10,000 平方メ</u>	
		<u>ートル以上 25,000 平方メ</u>	
		<u>ートル未満のとき。</u>	<u>385,000 円</u>
g	同		
		<u>25,000 平方メ</u>	
		<u>ートル以上のとき。</u>	<u>435,000 円</u>
(オ)	<u>非住宅部分（その全部又</u>		
	<u>同</u>		
	<u>は一部を工場等の用途以外</u>		
	<u>10,000 平方メートル以</u>		
	<u>の用途に供すると認められ</u>		
	<u>上 25,000 平方メートル未満</u>		
	<u>るもので、かつ、当該評価</u>		
	<u>のとき。</u>		
	<u>方法が基準省令第 1 条第 1</u>		
	<u>項第 1 号口の基準による評</u>		
	<u>価方法のものに限る。）</u>		<u>90,000 円</u>
a	<u>当該非住宅部分の床面</u>		
	<u>積の合計が 300 平方メー</u>		
	<u>トル未満のとき。</u>		<u>43,500 円</u>

<u>b</u> 同	<u>300 平方メー</u> <u>トル以上 1,000 平方メー</u> <u>トル未満のとき。</u>	<u>55,000 円</u>
<u>c</u> 同	<u>1,000 平方メー</u> <u>トル以上 2,000 平方メー</u> <u>トル未満のとき。</u>	<u>75,000 円</u>
<u>d</u> 同	<u>2,000 平方メー</u> <u>トル以上 5,000 平方メー</u> <u>トル未満のとき。</u>	<u>120,000 円</u>
<u>e</u> 同	<u>5,000 平方メー</u> <u>トル以上 10,000 平方メー</u> <u>トル未満のとき。</u>	<u>155,000 円</u>
<u>f</u> 同	<u>10,000 平方メ</u> <u>ートル以上 25,000 平方メ</u> <u>ートル未満のとき。</u>	<u>185,000 円</u>
<u>g</u> 同	<u>25,000 平方メ</u> <u>ートル以上のとき。</u>	<u>220,000 円</u>
(カ) <u>非住宅部分 (その全部を</u> <u>同</u> <u>工場等の用途に供すると認</u> <u>25,000 平方メートル以</u>		

<u>められるもので、かつ、当 上のとき。 該評価方法が基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準に よる評価方法のもの以外の ものに限る。)</u>	<u>110,000 円</u>
<u>a 当該非住宅部分の床面 積の合計が 300 平方メー トル未満のとき。</u>	<u>11,500 円</u>
<u>b 同  300 平方メー トル以上 1,000 平方メー トル未満のとき。</u>	<u>15,500 円</u>
<u>c 同  1,000 平方メー トル以上 2,000 平方メー トル未満のとき。</u>	<u>21,500 円</u>
<u>d 同  2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メー トル未満のとき。</u>	<u>50,000 円</u>
<u>e 同  5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メー トル未満のとき。</u>	<u>75,000 円</u>
<u>f 同</u>	

	<u>10,000 平方メ</u>	
	<u>ートル以上 25,000 平方メ</u>	
	<u>ートル未満のとき。</u>	<u>95,000 円</u>
<u>g</u>	<u>同</u>	
	<u>25,000 平方メ</u>	
	<u>ートル以上のとき。</u>	<u>115,000 円</u>
(キ)	<u>非住宅部分（その全部を</u>	
	<u>工場等の用途に供すると認</u>	
	<u>められるもので、かつ、当</u>	
	<u>該評価方法が基準省令第 1</u>	
	<u>条第 1 項第 1 号口の基準に</u>	
	<u>よる評価方法のものに限る</u>	
	<u>。）</u>	
<u>a</u>	<u>当該非住宅部分の床面</u>	
	<u>積の合計が 300 平方メー</u>	
	<u>トル未満のとき。</u>	<u>9,500 円</u>
<u>b</u>	<u>同</u>	
	<u>300 平方メー</u>	
	<u>トル以上 1,000 平方メー</u>	
	<u>トル未満のとき。</u>	<u>13,000 円</u>
<u>c</u>	<u>同</u>	
	<u>1,000 平方メー</u>	
	<u>トル以上 2,000 平方メー</u>	
	<u>トル未満のとき。</u>	<u>19,000 円</u>
<u>d</u>	<u>同</u>	

	<u>2,000 平方メー</u> <u>トル以上 5,000 平方メー</u> <u>トル未満のとき。</u>	<u>47,500 円</u>
<u>e</u>	<u>同</u>	
	<u>5,000 平方メー</u> <u>トル以上 10,000 平方メー</u> <u>トル未満のとき。</u>	<u>70,000 円</u>
<u>f</u>	<u>同</u>	
	<u>10,000 平方メ</u> <u>ートル以上 25,000 平方メ</u> <u>ートル未満のとき。</u>	<u>90,000 円</u>
<u>g</u>	<u>同</u>	
	<u>25,000 平方メ</u> <u>ートル以上のとき。</u>	<u>110,000 円</u>

(139) の 25 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<sup>第</sup>  
<sup>第</sup>29 条第 1 項  
<sup>第</sup>34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画  
 (同条第 3 項各号に掲げる事項  
 が記載されていないもので、か  
 つ、同法<sup>第</sup>30 条第 1 項第 1 号  
<sup>第</sup>35 条第 1 項第 1 号  
 から第 3 号までに掲げる基準に適  
 合していることについて、あら  
 かじめ登録建築物エネルギー消  
 費性能判定機関等による審査を

受けたものに限る。) の認定申請手数料 (同条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。

) は、申請建築物 (同法 第 29 条 第 34 条 第 3 項 第 3 項 に規定する申請建築物をいう。次号から第 139 号の 30 までにおいて同じ。) の認定の対象範囲及び申請に係る  $\frac{\text{床面積}}{\text{住戸の数}}$  に応じ次に掲げる額とする。

ア	一戸建ての住宅の場合	1 件につき	$\frac{4,700 \text{ 円}}{4,900 \text{ 円}}$
イ	一戸建ての住宅以外の建築物の場合は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額		
(ア)	住宅部分 住戸部分		
a	$\frac{\text{当該住宅部分の床面積}}{\text{住戸の総数が 1 戸のとの合計が 300 平方メートル未満のとき。}}$		$\frac{9,400 \text{ 円}}{4,900 \text{ 円}}$
b	$\frac{\text{同}}{\text{同}} \frac{\text{2 戸以上 300 平方メートル}}{\text{5 戸以下のとき。}}$ $\frac{\text{ル以上 2,000 平方メートル}}{\text{ル未満のとき。}}$		$\frac{20,000 \text{ 円}}{9,600 \text{ 円}}$
c	$\frac{\text{同}}{\text{同}} \frac{\text{6 戸以上 2,000 平方メートル}}{\text{10 戸以下のとき。}}$		

	<u>ル以上5,000平方メートル</u>	
	<u>未満のとき。</u>	<u>45,000 円</u> <u>16,000 円</u>
d	<u>同</u> <u>11戸以上</u> <u>5,000平方メートル</u> <u>25戸以下のとき。</u> <u>ル以上のとき。</u>	<u>81,000 円</u> <u>27,000 円</u>
e	<u>同</u> <u>26戸以上</u> <u>50戸以下のとき。</u>	<u>45,000 円</u>
f	<u>同</u> <u>51戸以上</u> <u>100戸以下のとき。</u>	<u>81,000 円</u>
g	<u>同</u> <u>101戸以</u> <u>上200戸以下のとき。</u>	<u>130,000 円</u>
h	<u>同</u> <u>201戸以</u> <u>上300戸以下のとき。</u>	<u>160,000 円</u>
i	<u>同</u> <u>301戸以</u> <u>上のとき。</u>	<u>170,000 円</u>
(イ)	<u>共用部分</u>	
a	<u>共用部分の床面積の合</u> <u>計が300平方メートル未</u> <u>満のとき。</u>	<u>9,600 円</u>
b	<u>同</u> <u>300平方メートル以</u> <u>上1,000平方メートル未満</u> <u>のとき。</u>	<u>17,000 円</u>
c	<u>同</u> <u>1,000平方メートル以</u>	

	<hr/> 上 2,000 平方メートル未満 <hr/> のとき。	<hr/> 27,000 円
d	同  <hr/> 2,000 平方メートル以 <hr/> 上 5,000 平方メートル未満 <hr/> のとき。	<hr/> 81,000 円
e	同  <hr/> 5,000 平方メートル以 <hr/> 上 10,000 平方メートル未 <hr/> 満のとき。	<hr/> 130,000 円
f	同  <hr/> 10,000 平方メートル <hr/> 以上 25,000 平方メートル <hr/> 未満のとき。	<hr/> 160,000 円
g	同  <hr/> 25,000 平方メートル <hr/> 以上のとき。	<hr/> 200,000 円
(イ) (ウ)	非住宅部分	
a	当該非住宅部分の床面 非住宅部分 積の合計が 300 平方メー  トル未満のとき。	<hr/> 9,400 円 <hr/> 9,600 円
b	同  300 平方メー  トル以上 1,000 平方メー  ル未満のとき。	<hr/> 16,000 円 <hr/> 17,000 円



方法がイ及びウに掲げるもの  
基準省令第10条第2号  
であるものを除く  
イ(1)又はロ(1)の基準による評  
価方法のものに限る。) の場  
合

(ア)及び(イ)省略)

イ 一戸建ての住宅(当該評価  
方法が基準省令第10条第2号  
イ(1)及びロ(2)の基準又は同号  
イ(2)及びロ(1)の基準による評  
価方法のものに限る。) の場  
合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方  
メートル未満のとき。

同

25,000 円

(イ) 同 200 平方  
メートル以上のとき。

同

28,000 円

ウ  
イ 一戸建ての住宅(当該評価  
方法が基準省令第10条第2号  
第10条第2号  
イ(2)及びロ(2)の基準による評  
イ(1)又はロ(1)  
価方法のものに限る。  
を除く。) の場  
合

(ア)及び(イ)省略)

エ  
ウ 一戸建ての住宅以外の建築  
物の場合は、1件につき次に  
掲げる額のうち当該申請に係  
るものを合計した額

(ア)	<u>住宅部分（当該評価方法 住戸部分（当該建築物の が(イ)及び(ウ)に掲げるもので 一以上の住戸の評価方法が あるものを除く。） 基準省令第10条第2号イ(1)</u>	
	<u>又はロ(1)の基準による評価 方法のものに限る。）</u>	
a	<u>当該住宅部分の床面積 住戸の総数が1戸のと の合計が300平方メー ル未満のとき。</u>	<u>69,000 円 34,000 円</u>
b	<u>同 2戸以上 300平方メー 5戸以下のとき。 ル以上2,000平方メー ル未満のとき。</u>	<u>120,000 円 69,000 円</u>
c	<u>同 6戸以上 2,000平方メー 10戸以下のとき。 ル以上5,000平方メー ル未満のとき。</u>	<u>200,000 円 97,000 円</u>
d	<u>同 11戸以上 5,000平方メー 25戸以下のとき。 ル以上のとき。</u>	<u>280,000 円 140,000 円</u>
e	<u>同 26戸以上 50戸以下のとき。</u>	<u>200,000 円</u>
f	<u>同 51戸以上 100戸以下のとき。</u>	<u>280,000 円</u>
g	<u>同 101戸以 上 200戸以下のとき。</u>	<u>380,000 円</u>

h	同	201 戸以 上 300 戸以下のとき。	500,000 円
i	同	301 戸以 上のとき。	590,000 円
(イ)	住宅部分（当該評価方法 住戸部分（当該建築物の が基準省令第10条第2号イ 一以上の住戸の評価方法が (1)及びロ(2)の基準又は同号 基準省令第10条第2号イ(1) イ(2)及びロ(1)の基準による 又はロ(1)の基準による評価 評価方法のものに限る。） 方法のものを除く。）		
a	当該住宅部分の床面積 住戸の総数が1戸のと の合計が300平方メート ル未満のとき。		51,000 円 17,000 円
b	同	2 戸以上 300 平方メート 5 戸以下のとき。 ル以上2,000平方メートル 未満のとき。	86,000 円 34,000 円
c	同	6 戸以上 2,000 平方メート 10 戸以下のとき。 ル以上5,000平方メートル 未満のとき。	150,000 円 49,000 円
d	同	11 戸以上 5,000 平方メート 25 戸以下のとき。 ル以上のとき。	220,000 円 71,000 円
e	同	26 戸以上 50 戸以下のとき。	110,000 円

f	同	51 戸以上	
		100 戸以下のとき。	160,000 円
g	同	101 戸以上	
		200 戸以下のとき。	230,000 円
h	同	201 戸以上	
		300 戸以下のとき。	300,000 円
i	同	301 戸以上	
		上のとき。	340,000 円
(ウ)		住宅部分（当該評価方法 共用部分（当該住宅部分 が基準省令第10条第2号イ の設計一次エネルギー消費 ②及びロ②の基準による評 量（基準省令第1条第1項 評価方法のものに限る。） 第1号イの設計一次エネル ギー消費量をいう。以下こ の号、第139号の29及び第 139号の31において同じ。 ）を基準省令第4条第3項 第1号の数値としたものに 限る。）	
a		当該住宅部分の床面積 共用部分の床面積の合 の合計が300平方メート 計が300平方メートル未 ル未満のとき。	33,000 円 110,000 円
b	同	同	
		300 平方メート 300 平方メートル以 ル以上2,000平方メートル 上1,000平方メートル未満 未満のとき。	57,000 円 140,000 円

c 同  
同  
2,000 平方メートル  
1,000 平方メートル以  
ル以上 5,000 平方メートル  
上 2,000 平方メートル未満  
未満のとき。  
のとき。 100,000 円  
180,000 円

d 同  
同  
5,000 平方メートル  
2,000 平方メートル以  
ル以上のとき。  
上 5,000 平方メートル未満  
のとき。 160,000 円  
280,000 円

e 同  
5,000 平方メートル以  
上 10,000 平方メートル未  
満のとき。 360,000 円

f 同  
10,000 平方メートル  
以上 25,000 平方メートル  
未満のとき。 430,000 円

g 同  
25,000 平方メートル  
以上のとき。 500,000 円

(エ) 共用部分（当該住宅部分  
の設計一次エネルギー消費  
量を基準省令第 4 条第 3 項  
第 1 号の数値としたものを  
除く。）

a 共用部分の床面積の合

	計が 300 平方メートル未 満のとき。	9,600 円
b	同 300 平方メートル以 上 1,000 平方メートル未満 のとき。	17,000 円
c	同 1,000 平方メートル以 上 2,000 平方メートル未満 のとき。	27,000 円
d	同 2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル未満 のとき。	81,000 円
e	同 5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メートル未 満のとき。	130,000 円
f	同 10,000 平方メートル 以上 25,000 平方メートル 未満のとき。	160,000 円
g	同 25,000 平方メートル 以上のとき。	200,000 円

(エ)  
(オ) 非住宅部分（当該評価方法がモデル建物法のものを除く。）

a  $\frac{\text{当該非住宅部分}}{\text{非住宅部分}}$ の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。

230,000 円

（b から g まで省略）

(カ)  
(キ) 非住宅部分（当該評価方法がモデル建物法のものに限る。）

a  $\frac{\text{当該非住宅部分}}{\text{非住宅部分}}$ の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。

87,000 円

（b から g まで省略）

(139) の 26 の 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第 29 条 第 1 項 第 34 条 第 1 項 の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同条第 3 項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。）の認定申請手数料（同法 第 30 条 第 2 項 第 35 条 第 2 項 の規定による申出をしない場合に限る。）は、申請建築物の用途及び 住戸の数又は床面積 に応じ第 139 号の 25 アは

若しくはイ又は前号アからウまで若しくはエに掲げる額と当該計画に係る他の建築物 1 棟につき当該他の建築物の用途及び住床面積に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。）の場合

4,700 円  
4,900 円

イ 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除き、当該評価方法がウ及びエに掲げるもの以外イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）の場合

合

(ア) 及び (イ) 省略)

ウ 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除き、当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。

25,000 円

(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。

28,000 円

エウ 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費

性能判定機関等による審査を受けたものを除き、当該評価方法が基準省令<sup>第 10 条 第 2 号</sup><sub>第 10 条 第 2 号</sub>イ(2)及びロ(2)イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のもの<sup>—————</sup><sub>以外のもの</sub>に限る。)の場合

(ア)及び(イ)省略)

オ 一戸建ての住宅以外の建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<sup>第 30 条 第 1 項 第 4 号</sup><sub>第 35 条 第 1 項 第 4 号</sub>に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。)の場合

第 139 号の 25 イ(ア)<sup>及び(イ)</sup><sub>から(ウ)ま</sub>—に掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

カ 一戸建ての住宅以外の建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<sup>第 30 条 第 1 項 第 4 号</sup><sub>第 35 条 第 1 項 第 4 号</sub>に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エ

エネルギー消費性能判定機関等  
 による審査を受けたものを除  
 く。) の場合

前号エ(ア)から(オ)までに掲げ  
前号ウ(ア)から(カ)まで  
 る額のうち当該建築物に係  
 るものを合計した額

(139) の 27 建築物のエネルギー消

費性能の向上等に関する法律第  
29 条 第 1 項  
34 条 第 1 項の規定に基づく建築  
 物エネルギー消費性能向上計画  
 の認定申請手数料（同法第 30 条  
第 35 条  
第 2 項  
第 2 項の規定による申出をする  
 場合に限る。）は、1 件につき  
 申請建築物の認定の対象範囲及  
 び申請に係る                        床面  
                        住戸の数又は  
 積並びに当該計画に係る他の建  
 築物 1 棟につき当該他の建築物  
 の用途及び                        床面積  
                        住戸の数又は  
 に応じ前 3 号に掲げる額と同項  
 の規定による申出に係る建築物  
 又は建築設備に応じ次に掲げる  
 額を合計した額とする。

ア 構造適合審査を必要としな  
 い建築物の場合

当該申出に係る建築物の床  
 面積（変更等に係る場合に  
 おいては、当該変更等をす

る部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を合計した面積に $\frac{シ}{サ}$ まで掲げる額

イ 構造適合審査を必要とする

建築物の場合

当該申出に係る建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を合計した面積に $\frac{シ}{サ}$ まで掲げる額と構造適合審査を必要とする一の建築物の床面積（当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第6条の3第7項又は第18条第11項の規定による

適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積）に応じ第 125 号の 3 アからオまでに掲げる額を合計した額

(ウ省略)

(139) の 28 建築物のエネルギー消

費性能の向上等に関する法律 第 31 条第 1 項  
第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画

(同法 第 29 条第 3 項各号  
第 34 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されていないもの

で、かつ、同法 第 31 条第 2 項  
第 36 条第 2 項において準用する同法 第 30 条第 1 項第 1 号  
第 35 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に適合していることにつ

いて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。

) の変更認定申請手数料 (同法 第 31 条第 2 項  
第 36 条第 2 項において準用する同法 第 30 条第 2 項  
第 35 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限り、当該

計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。) は、申請建築物の認定の対象範囲及び申請に係る  
                                床面積に応じ次に  
 住戸の数又は  
 掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅の場合	1 件につき	2,350 円 2,400 円
イ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合は、1 件につき次に掲げる額のうち当該建築物（当該申請において変更しない部分を含む。）の当該申請に係るものを合計した額		
(7) <u>住宅部分</u> （既に建築物の住戸部分（エネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第 30 条 第 1 項</u> （同法 <u>第 35 条 第 1 項</u> （同法 <u>第 31 条 第 2 項</u> に於いて準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分に限る。）		
a <u>当該住宅部分の床面積</u> <u>当該住戸部分の住戸の合計が 300 平方メートル未満のとき。</u>		4,700 円 2,400 円

b	<u>同</u> <u>同</u>	<u>300 平方メートル</u> <u>2 戸以上 5 戸以下</u> <u>ル以上 2,000 平方メートル</u> <u>のとき。</u> <u>未満のとき。</u>	<u>10,000 円</u> <u>4,800 円</u>
c	<u>同</u> <u>同</u>	<u>2,000 平方メートル</u> <u>6 戸以上 10 戸以下</u> <u>ル以上 5,000 平方メートル</u> <u>のとき。</u> <u>未満のとき。</u>	<u>22,500 円</u> <u>8,000 円</u>
d	<u>同</u> <u>同</u>	<u>5,000 平方メートル</u> <u>11 戸以上 25 戸以下</u> <u>ル以上のとき。</u> <u>のとき。</u>	<u>40,500 円</u> <u>13,500 円</u>
e	<u>同</u>	<u>26 戸以上 50 戸以下</u> <u>のとき。</u>	<u>22,500 円</u>
f	<u>同</u>	<u>51 戸以上 100 戸以</u> <u>下のとき。</u>	<u>40,500 円</u>
g	<u>同</u>	<u>101 戸以上 200 戸</u> <u>以下のとき。</u>	<u>65,000 円</u>
h	<u>同</u>	<u>201 戸以上 300 戸</u> <u>以下のとき。</u>	<u>80,000 円</u>
i	<u>同</u>	<u>301 戸以上のとき</u>	

—	—	85,000 円
。		
(イ)	共用部分（既に当該認定 を受けた部分に限る。）	
a	当該共用部分の床面積 の合計が 300 平方メー トル未満のとき。	4,800 円
b	同 300 平方メー トル以上 1,000 平方メー トル未満のとき。	8,500 円
c	同 1,000 平方メー トル以上 2,000 平方メー トル未満のとき。	13,500 円
d	同 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メー トル未満のとき。	40,500 円
e	同 5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メー トル未満のとき。	65,000 円
f	同 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メー	

	<u>トル未満のとき。</u>	<u>80,000 円</u>
g	同	
	<u>25,000 平方メー</u>	
	<u>トル以上のとき。</u>	<u>100,000 円</u>
(イ) (ウ)	非住宅部分（既に当該認 定を受けた部分に限る。）	
a	当該非住宅部分の床面 積の合計が 300 平方メー トル未満のとき。	<u>4,700 円</u> <u>4,800 円</u>
b	同	
	300 平方メー	
	トル以上 1,000 平方メー	
	トル未満のとき。	<u>8,000 円</u> <u>8,500 円</u>
(c 省略)		
d	同	
	2,000 平方メー	
	トル以上 5,000 平方メー	
	トル未満のとき。	<u>40,000 円</u> <u>40,500 円</u>
	(e から g まで省略)	
(ウ) (エ)	(ア) <u>及び(イ)以外の住宅部分</u> <u>、(イ)及び(ウ)以外の住戸</u> <u>部分、共用部分</u> 及び非住宅 部分	これらの部分について第 13 9 号の 25 イの規定により算 出した額

費性能の向上等に関する法律第  
31条第1項の規定に基づく建築  
36条第1項  
 物エネルギー消費性能向上計画  
 (同法第29条第3項各号  
第34条第3項各号  
 る事項が記載されていないもの  
 に限り、同法第31条第2項  
第36条第2項にお  
 いて準用する同法第30条第1項  
第35条第1項  
第1号から第3号までに掲げる  
第1号  
 基準に適合していることについ  
 て、あらかじめ登録建築物エネ  
 ルギー消費性能判定機関等によ  
 る審査を受けたものを除く。)

の変更認定申請手数料(同法第  
31条第2項において準用する同  
36条第2項  
 法第30条第2項の規定による申  
第35条第2項  
 出をしない場合に限り、当該計  
 画の工事の着手予定時期又は完  
 了予定時期のみを変更する場合  
 を除く。)は、申請建築物の認  
 定の対象範囲及び申請に係る住  
戸の数又は床面積に応じ次に掲  
 げる額とする。

ア 一戸建ての住宅(当該評価  
 方法がイ及びウに掲げるもの  
基準省令第10条第2号  
であるものを除く  
イ(1)又はロ(1)の基準による評

評価方法のものに限る。) の場合

(ア) 及び (イ) 省略)

イ 一戸建ての住宅 (当該評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ (1) 及びロ (2) の基準又は同号イ (2) 及びロ (1) の基準による評価方法のものに限る。) の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方

メートル未満のとき。

同

12,500 円

(イ) 同 200 平方

メートル以上のとき。

同

14,000 円

ウイ 一戸建ての住宅 (当該評価方法が基準省令 第 10 条第 2 号 第 10 条第 2 号 イ (2) 及びロ (2) の基準による評価方法のもの に限る。 を除く。) の場合

(ア) 及び (イ) 省略)

エウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合は、1 件につき次に掲げる額のうち当該建築物 (当該申請において変更しない部分を含む。) の当該申請に係るものを合計した額

(ア) 住宅部分（当該評価方法  
住戸部分（当該建築物の  
が(イ)及び(ウ)に掲げるもの以  
一以上の住戸の評価方法が  
外  
基準省令第10条第2号イ(1)

又はロ(1)の基準による評価  
———のもので、かつ、既に  
方法

建築物のエネルギー消費性

能の向上等に関する法律<sup>第</sup>第

30条第1項（同法<sup>第</sup>31条第  
35条第1項（同法<sup>第</sup>36条第

2項において準用する場合  
2項

を含む。）の規定に基づく

建築物エネルギー消費性能

向上計画の認定を受けた部

分に限る。）

a 当該住宅部分の床面積  
当該住戸部分の住戸の  
の合計が300平方メート  
総数が1戸のとき。  
ル未満のとき。

34,500 円  
17,000 円

b 同  
同

300平方メート  
2戸以上5戸以下  
ル以上2,000平方メートル  
のとき。  
未満のとき。

60,000 円  
34,500 円

c 同  
同

2,000平方メート  
6戸以上10戸以下  
ル以上5,000平方メートル  
のとき。  
未満のとき。

100,000 円  
48,500 円

d 同  
同

<u>5,000 平方メートル以上 25 戸以下</u> <u>のとき。</u>	<u>140,000 円</u> <u>70,000 円</u>
<u>e 同</u>	
<u>26 戸以上 50 戸以下</u> <u>のとき。</u>	<u>100,000 円</u>
<u>f 同</u>	
<u>51 戸以上 100 戸以下</u> <u>のとき。</u>	<u>140,000 円</u>
<u>g 同</u>	
<u>101 戸以上 200 戸以下</u> <u>のとき。</u>	<u>190,000 円</u>
<u>h 同</u>	
<u>201 戸以上 300 戸以下</u> <u>のとき。</u>	<u>250,000 円</u>
<u>i 同</u>	
<u>301 戸以上のとき</u> <u>。</u>	<u>295,000 円</u>
<p>(イ) <u>住宅部分（当該評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のもので、かつ、既に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項（同法第 31</u></p>	

条第 2 項において準用する  
場合を含む。)の規定に基  
づく建築物エネルギー消費  
性能向上計画の認定を受け  
た部分に限る。)

a 当該住宅部分の床面積  
の合計が 300 平方メート  
ル未満のとき。

25,500 円

b 同  
300 平方メート  
ル以上 2,000 平方メートル  
未満のとき。

43,000 円

c 同  
2,000 平方メート  
ル以上 5,000 平方メートル  
未満のとき。

75,000 円

d 同  
5,000 平方メート  
ル以上のとき。

110,000 円

(ウ) 住宅部分 (当該評価方法  
(イ) 住戸部分 (当該建築物の  
が基準省令第 10 条第 2 号イ  
一以上の住戸の評価方法が  
(2) 及びロ (2)  
基準省令第 10 条第 2 号イ (1)  
の基準による評価  
又はロ (1)  
方法のもの で、かつ、既に  
を除き  
建築物のエネルギー消費性

能の向上等に関する法律<sup>第</sup>  
~~30 条第 1 項~~ (同法<sup>第</sup>  
~~35 条第 1 項~~ ~~第 31 条第~~  
~~2 項~~ ~~第 36 条第~~  
~~2 項~~において準用する場合  
 を含む。)の規定に基づく  
 建築物エネルギー消費性能  
 向上計画の認定を受けた部  
 分に限る。)

a	$\frac{\text{当該住宅部分の床面積}}{\text{当該住戸部分の住戸の}} \\ \frac{\text{の合計が 300 平方メー}}{\text{数が 1 戸のとき。}} \\ \text{ル未満のとき。}$	$\frac{16,500 \text{ 円}}{8,500 \text{ 円}}$
b	$\frac{\text{同}}{\text{同}} \\ \frac{300 \text{ 平方メー}}{2 \text{ 戸以上 } 5 \text{ 戸以下}} \\ \frac{\text{ル以上 } 2,000 \text{ 平方メー}}{\text{ル}} \\ \text{とき。} \\ \text{未満のとき。}$	$\frac{28,500 \text{ 円}}{17,000 \text{ 円}}$
c	$\frac{\text{同}}{\text{同}} \\ \frac{2,000 \text{ 平方メー}}{6 \text{ 戸以上 } 10 \text{ 戸以下}} \\ \frac{\text{ル以上 } 5,000 \text{ 平方メー}}{\text{ル}} \\ \text{とき。} \\ \text{未満のとき。}$	$\frac{50,000 \text{ 円}}{24,500 \text{ 円}}$
d	$\frac{\text{同}}{\text{同}} \\ \frac{5,000 \text{ 平方メー}}{11 \text{ 戸以上 } 25 \text{ 戸以下}} \\ \frac{\text{ル以上}}{\text{のとき。}} \\ \text{とき。}$	$\frac{80,000 \text{ 円}}{35,500 \text{ 円}}$
e	$\frac{\text{同}}{\text{同}} \\ \frac{26 \text{ 戸以上 } 50 \text{ 戸以下}}{\text{の}} \\ \text{とき。}$	$\frac{55,000 \text{ 円}}$
f	$\frac{\text{同}}{\text{同}}$	

51 戸以上 100 戸以下	
のとき。	80,000 円
g 同	
101 戸以上 200 戸以	
下のとき。	115,000 円
h 同	
201 戸以上 300 戸以	
下のとき。	150,000 円
i 同	
301 戸以上のとき。	170,000 円
(ウ) 共用部分（既に当該住宅	
部分の設計一次エネルギー	
消費量を基準省令第 4 条第	
3 項第 1 号の数値として当	
該認定を受けた部分で当該	
算出の方法を変更しないも	
のに限る。）	
a 当該共用部分の床面積	
の合計が 300 平方メート	
ル未満のとき。	55,000 円
b 同	
300 平方メート	
ル以上 1,000 平方メートル	
未満のとき。	70,000 円
c 同	

	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。	90,000 円
d	同	
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。	140,000 円
e	同	
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。	180,000 円
f	同	
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。	215,000 円
g	同	
	25,000 平方メートル以上のとき。	250,000 円
(エ)	共用部分（既に当該認定を受けた部分で変更後の当該住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第 4 条第 3 項第 2 号の数値としたものに限る。）	
a	当該共用部分の床面積	

	の合計が 300 平方メートル未満のとき。	4,800 円
b	同	
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。	8,500 円
c	同	
	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。	13,500 円
d	同	
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。	40,500 円
e	同	
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。	65,000 円
f	同	
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。	80,000 円
g	同	
	25,000 平方メートル以上のとき。	100,000 円

(エ) (本文省略)  
(オ) (本文省略)  
(カ) (本文省略)  
(カ) (ア)から(オ)まで以外の住宅  
(キ) (カ)まで以外の住戸  
部分  
部分、共用部分  
及び非住宅  
部分

これらの部分について第13  
第13  
9号の26エの規定により算  
9号の26ウ  
出した額

(139) の 29 の 2 建築物のエネルギー  
消費性能の向上等に関する法  
律第31条第1項  
第36条第1項  
建築物エネルギー消費性能向上  
計画（同法第29条第3項各号に  
第34条第3項各号  
掲げる事項が記載されているも  
のに限る。）の変更認定申請手  
数料（同法第31条第2項  
第36条第2項  
において準用する同法第30条第2項  
第35条第2項  
規定による申出をしない場合に  
限り、当該計画の工事の着手予  
定時期又は完了予定時期のみを  
変更する場合を除く。）は、申  
請建築物（当該申請において変  
更するものに限る。）の用途及  
び~~床面積~~床面積に応じ第  
住戸の数又は  
139号の28ア若しくはイ又は前  
号アからウまで若しくはエに掲  
、イ若しくはウ

げる額と当該計画に係る他の建築物（当該申請において変更するものに限る。）1棟につき当該他の建築物の用途及び $\frac{\text{住戸の}}{\text{床面積}}$ に $\frac{\text{応じ次に掲げる数又は}}{\text{額を合計した額とする。}}$

ア 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 $\frac{\text{第30条第1項第}}{\text{第35条第1項第}}\frac{\text{4号}}{\text{4号}}$ に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。）の場合

$\frac{2,350 \text{ 円}}{2,400 \text{ 円}}$

イ 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 $\frac{\text{第30条第1項第}}{\text{第35条第1項第}}\frac{\text{4号}}{\text{4号}}$ に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除き、当該評価方法が $\frac{\text{ウ及びエに掲げるもの}}{\text{基準省令第10条第2号}}\frac{\text{以外}}{\text{イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法}}$ のものに限る。）の場合

合

(ア) 及び (イ) 省略)

ウ 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除き、当該評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)の基準又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。）の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。

12,500 円

(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。

14,000 円

エウ 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費

性能判定機関等による審査を受けたものを除き、当該評価方法が基準省令 第 10 条 第 2 号 第 10 条 第 2 号 イ (2) 及びロ (2) イ (1) 又はロ (1) の基準による評価方法のもの                          以外のものに限る。) の場合

(ア) 及び (イ) 省略)

オ エ 一戸建ての住宅以外の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第 30 条 第 1 項 第 4 号 第 35 条 第 1 項 第 4 号 に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。) の場合

第 139 号の 28 イ (ア) から (ウ) ま (エ) ま で で に掲げる額のうち当該建築物（当該申請において変更しない部分を含む。）に係るものを合計した額

カ オ 一戸建ての住宅以外の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第 30 条 第 1 項 第 4 号 第 35 条 第 1 項 第 4 号 に掲げる基準に適合していることについて

て、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。) の場合

前号エ(ア)から(カ)までに掲げ  
前号ウ(ア)から(キ)まで  
る額のうち当該建築物(当該申請において変更しない部分を含む。)に係るものを合計した額

(139) の 30 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第 31 条 第 1 項  
36 条 第 1 項 の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料(同条第 2 項において準用する同法 第 30 条 第 2 項  
第 35 条 第 2 項 の規定による申出をする場合に限る。) は、1 件につき申請建築物の認定の対象範囲及び申請に係る 床  
住戸の数又は 面積並びに当該計画に係る他の建築物 1 棟につき当該他の建築物の用途及び 床  
住戸の数又は 面積に応じ前 3 号に掲げる額と同項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 構造適合審査を必要としな

い建築物の場合

当該申出に係る建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に 応じ 第 134 号ア から  $\frac{シ}{サ}$  まで に掲げる額

イ 構造適合審査を必要とする

建築物の場合

当該申出に係る建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に 応じ 第 134 号ア から  $\frac{シ}{サ}$  まで に掲げる額と構造適合審査を必要とする一の建築

物の床面積（当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第 6 条の 3 第 7 項又は第 18 条第 11 項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積）に応じ第 125 号の 3 アからオまでに掲げる額を合計した額

（ウ省略）

(139) の 31 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 41 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料は、当該建築物について省エネ適合審査を必要とする場合に限り、認定の対象となる建築物及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ (1) 又はロ (1) の基準に

よる評価方法のものに限る。		
) の場合		
(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。	1 件につき	29,000 円
(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。	同	34,000 円
イ 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ (1) 又はロ (1) の基準による評価方法のものを除く。		
) の場合		
(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。	同	12,000 円
(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。	同	14,000 円
ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合は、1 件につき次に掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額		
(ア) 住戸部分（当該建築物の		
一以上の住戸の評価方法が		
基準省令第 1 条第 1 項第 2		
号イ (1) 又はロ (1) の基準によ		
る評価方法のものに限る。		
)		

a	住戸の総数が 1 戸のとき。	29,000 円
b	同 2 戸以上 5 戸以下のとき。	60,000 円
c	同 6 戸以上 10 戸以下のとき。	80,000 円
d	同 11 戸以上 25 戸以下のとき。	110,000 円
e	同 26 戸以上 50 戸以下のとき。	150,000 円
f	同 51 戸以上 100 戸以下のとき。	200,000 円
g	同 101 戸以上 200 戸以下のとき。	250,000 円
h	同 201 戸以上 300 戸以下のとき。	330,000 円
i	同 301 戸以上 のとき。	410,000 円
(イ)	住戸部分（当該建築物の 一以上の住戸の評価方法が 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ (i) 又はロ (i) の基準によ る評価方法のものを除く。 )	
a	住戸の総数が 1 戸のと	

	き。		12,000 円
b	同	2 戸以上	
	5 戸以下のとき。		24,000 円
c	同	6 戸以上	
	10 戸以下のとき。		32,000 円
d	同	11 戸以上	
	25 戸以下のとき。		44,000 円
e	同	26 戸以上	
	50 戸以下のとき。		62,000 円
f	同	51 戸以上	
	100 戸以下のとき。		79,000 円
g	同	101 戸以	
	上 200 戸以下のとき。		98,000 円
h	同	201 戸以	
	上 300 戸以下のとき。		130,000 円
i	同	301 戸以	
	上のとき。		170,000 円
(ウ)	共用部分（当該評価方法 が基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ (1) の基準による評価 方法で、かつ、当該住宅部 分の設計一次エネルギー消 費量を基準省令第 4 条第 3 項第 1 号の数値としたもの に限る。）		

<p>a</p> <hr/> <p>共用部分の床面積の合</p> <hr/> <p>計が 300 平方メートル未</p> <hr/> <p>満のとき。</p>	<hr/> <p>100,000 円</p>
<p>b</p> <hr/> <p>同</p> <hr/> <p>300 平方メートル以</p> <hr/> <p>上 1,000 平方メートル未満</p> <hr/> <p>のとき。</p>	<hr/> <p>120,000 円</p>
<p>c</p> <hr/> <p>同</p> <hr/> <p>1,000 平方メートル以</p> <hr/> <p>上 2,000 平方メートル未満</p> <hr/> <p>のとき。</p>	<hr/> <p>160,000 円</p>
<p>d</p> <hr/> <p>同</p> <hr/> <p>2,000 平方メートル以</p> <hr/> <p>上 5,000 平方メートル未満</p> <hr/> <p>のとき。</p>	<hr/> <p>200,000 円</p>
<p>e</p> <hr/> <p>同</p> <hr/> <p>5,000 平方メートル以</p> <hr/> <p>上 10,000 平方メートル未</p> <hr/> <p>満のとき。</p>	<hr/> <p>230,000 円</p>
<p>f</p> <hr/> <p>同</p> <hr/> <p>10,000 平方メートル</p> <hr/> <p>以上 25,000 平方メートル</p> <hr/> <p>未満のとき。</p>	<hr/> <p>270,000 円</p>
<p>g</p> <hr/> <p>同</p> <hr/> <p>25,000 平方メートル</p>	

以上のとき。

300,000 円

(エ) 共用部分（当該評価方法

が基準省令第 1 条第 1 項第

2 号ロ(2)の基準による評価

方法で、かつ、当該住宅部

分の一次エネルギー消費量

モデル住宅（同号ロ(2)の一

次エネルギー消費量モデル

住宅をいう。）の設計一次

エネルギー消費量を基準省

令第 4 条第 3 項第 1 号の数

値としたものに限る。）

a 共用部分の床面積の合

計が 300 平方メートル未

満のとき。

41,000 円

b 同

300 平方メートル以

上 1,000 平方メートル未満

のとき。

50,000 円

c 同

1,000 平方メートル以

上 2,000 平方メートル未満

のとき。

62,000 円

d 同

2,000 平方メートル以

	上 5,000 平方メートル未満	
	のとき。	81,000 円
e	同	
	5,000 平方メートル以	
	上 10,000 平方メートル未	
	満のとき。	93,000 円
f	同	
	10,000 平方メートル	
	以上 25,000 平方メートル	
	未満のとき。	110,000 円
g	同	
	25,000 平方メートル	
	以上のとき。	120,000 円
(オ)	非住宅部分（当該評価方	
	法が基準省令第 1 条第 1 項	
	第 1 号口の基準による評価	
	方法のものを除く。）	
a	非住宅部分の床面積の	
	合計が 300 平方メートル	
	未満のとき。	220,000 円
b	同	
	300 平方メートル	
	以上 1,000 平方メートル未	
	満のとき。	280,000 円
c	同	

	1,000 平方メートル	
	以上 2,000 平方メートル未	
	満のとき。	340,000 円
d	同	
	2,000 平方メートル	
	以上 5,000 平方メートル未	
	満のとき。	450,000 円
e	同	
	5,000 平方メートル	
	以上 10,000 平方メートル	
	未満のとき。	520,000 円
f	同	
	10,000 平方メート	
	ル以上 25,000 平方メート	
	ル未満のとき。	610,000 円
g	同	
	25,000 平方メート	
	ル以上のとき。	670,000 円
(カ)	非住宅部分（当該評価方	
	法が基準省令第 1 条第 1 項	
	第 1 号口の基準による評価	
	方法のものに限る。）	
a	非住宅部分の床面積の	
	合計が 300 平方メートル	
	未満のとき。	78,000 円

<p>b 同</p> <p style="text-align: center;">300 平方メートル</p> <hr/> <p style="text-align: center;">以上 1,000 平方メートル未 満のとき。</p>	<p style="text-align: right;">97,000 円</p>
<p>c 同</p> <p style="text-align: center;">1,000 平方メートル</p> <hr/> <p style="text-align: center;">以上 2,000 平方メートル 未満のとき。</p>	<p style="text-align: right;">120,000 円</p>
<p>d 同</p> <p style="text-align: center;">2,000 平方メートル</p> <hr/> <p style="text-align: center;">以上 5,000 平方メートル未 満のとき。</p>	<p style="text-align: right;">160,000 円</p>
<p>e 同</p> <p style="text-align: center;">5,000 平方メートル</p> <hr/> <p style="text-align: center;">以上 10,000 平方メートル 未満のとき。</p>	<p style="text-align: right;">180,000 円</p>
<p>f 同</p> <p style="text-align: center;">10,000 平方メート ル以上 25,000 平方メート ル未満のとき。</p>	<p style="text-align: right;">210,000 円</p>
<p>g 同</p> <p style="text-align: center;">25,000 平方メート ル以上のとき。</p>	<p style="text-align: right;">240,000 円</p>

- (139) の 31 (本文省略)
- (139) の 32
- (139) の 32 (本文省略)
- (139) の 33

( 第 140 号 から 第 200 号 まで 省略 )